

別添資料 1

山梨県防災新館整備等事業

要求水準書

平成21年10月23日

山梨県

目 次

第1章 総則	1
第1 本要求水準書の目的.....	1
第2 事業者が提案した事業計画	1
第3 要求水準の変更.....	1
第4 要求水準の規定の取扱い.....	1
第5 適用基準等.....	1
第2章 事業の目的及び計画条件.....	2
第1 事業の目的及び概要.....	2
1 事業の目的	2
2 事業の概要	2
第2 業務の概要.....	3
1 事業者が行う業務.....	3
2 県で実施する業務.....	4
第3 施設に関する事項	4
1 入居機能	4
第4 敷地に関する事項	4
1 敷地条件	4
2 周辺インフラ整備状況	5
3 敷地及び地盤状況.....	6
4 敷地現況	6
5 その他：特記事項.....	6
第3章 経営管理.....	9
第1 事業者に求められる基本的事項	9
1 基本方針	9
2 事業者に関する事項.....	9
3 事業の実施体制に関する事項	9
4 事業者の財務に関する事項.....	10
第2 事業者の経営等に関する報告.....	10
1 定款の写し	10
2 株主名簿の写し	10
3 実施体制図	10
4 事業者が締結する契約又は覚書等.....	10
5 株主総会の資料及び議事録.....	11
6 取締役会の資料及び議事録.....	11
7 計算書類等	11
第4章 施設整備.....	12
第1 施設整備の目標.....	12
第2 基本方針	12
第3 設計条件	13

1	施設の構成及び規模	13
2	配置計画	13
3	動線計画等	13
4	関係法令等の遵守	13
第4	施設計画（共通）	14
1	社会性	14
2	環境保全性	15
3	安全性	15
4	機能性	18
第5	施設計画（施設毎、共用部）	19
1	建築性能	19
2	設備性能	28
第6	業務の実施	47
1	基本的事項	47
2	主な提出書類の作成	47
3	業務の進め方及び成果物等	49
第5章	維持管理・運営業務	61
第1	総則	61
1	基本方針	61
2	対象業務	61
3	業務の実施体制	62
4	業務の進め方	62
5	事業終了時における施設の移管条件	67
第2	維持管理業務	67
1	目的	67
2	用語の定義	67
3	業務内容及び要求水準	68
第3	運営業務	82
1	業務内容及び要求水準	82

- 添付資料 -

添付資料 1 - 1	適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧
添付資料 2 - 1 - 1	周辺インフラ状況図（給水）
添付資料 2 - 1 - 2	周辺インフラ状況図（排水）
添付資料 2 - 1 - 3	周辺インフラ状況図（ガス）
添付資料 2 - 1 - 4	周辺インフラ状況図（電気）
添付資料 2 - 2	敷地測量図
添付資料 2 - 3	地盤調査資料
添付資料 4 - 1	官庁施設の基本的性能基準適用表
添付資料 4 - 2	各室性能表
添付資料 4 - 2 - 1	建築：内装仕上げ性能表
添付資料 4 - 2 - 2	建築：床荷重凡例表
添付資料 4 - 2 - 3	建築：防犯性能凡例表
添付資料 4 - 2 - 4	建築：出入口鍵管理凡例表
添付資料 4 - 2 - 5	電気：性能記号凡例表
添付資料 4 - 2 - 6	機械：性能記号凡例表
添付資料 4 - 3	案内図
添付資料 4 - 4	庁舎の仕上げ（外部仕上げ）
添付資料 4 - 5	地震動作成の際の適合条件
添付資料 4 - 6	諸室の配置計画及び階別想定人数
添付資料 4 - 7	防災行政無線鉄塔
添付資料 4 - 8	特殊負荷一覧表
添付資料 4 - 9	工事種目一覧表
添付資料 4 - 10	LCCO ₂ 算出方法
添付資料 4 - 11	業務に関する成果物
添付資料 4 - 12	個人情報取り扱いについて
添付資料 5 - 1	各室維持管理・運営表
添付資料（追）2 - 1	防災新館と既存本館の接続に関する想定条件及び要求水準
添付資料（追）2 - 2	埋蔵文化財関連資料
添付資料（追）4 - 1	セキュリティエリア確認方法（警察関連）
添付資料（追）4 - 2	公用車駐車場シャッターゲート参考資料
添付資料（追）4 - 3	非常用ヘリポート計画条件
添付資料（追）4 - 4	既存モニュメント参考資料
添付資料（追）4 - 5	事務室等のハブ設置口数一覧（警察関連）
添付資料（追）4 - 6	敷地内既存設備等一覧表（既設ポンプ、その他敷地内残置物等）
添付資料（追）4 - 7	道路情報センター専用分電盤

添付資料については、平成 21 年 10 月 26 日（月）から 11 月 4 日（水）の平日午前 9 時から正午、及び午後 1 時から午後 5 時の間、山梨県総務部管財課庁舎整備担当において配付します。その際、会社名及び連絡先等を御記入頂きます。

また、県庁本館の図面（免震改修時の構造計算書を含む）及び県民情報プラザの図面

等については、平成 21 年 10 月 26 日（月）から山梨県総務部管財課庁舎整備担当において閲覧できますので、御希望の方は、庁舎整備担当まで事前に御連絡ください。

山梨県総務部管財課 庁舎整備担当 055-223-1326

第1章 総則

第1 本要求水準書の目的

本要求水準書は、山梨県防災新館整備等事業（以下「本事業」という。）の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、事業者が本事業を実施するに当たり、満たすべき水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

第2 事業者が提案した事業計画

事業者が提案した事業計画の内容のうち、本要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するに当たっての要求水準の一部として扱うものとする。

第3 要求水準の変更

山梨県は、事業契約書の定めに基づき、事業期間中に要求水準の変更を行うことがある。

第4 要求水準の規定の取扱い

- 1 本要求水準書の第2章から第5章又は適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、山梨県がこれと同等と認める方法を採用することができるものとする。
- 2 本要求水準書及び添付資料等において、【参考】または【参考資料】として示す事項については、要求水準に基づく業務の実施方法の一例を参考として示すものであり、実際の業務の実施方法については、当該参考に関わらず、事業者が要求水準を満たすよう計画するものとする。

第5 適用基準等

- 1 本事業の実施に当たっては、関係法令によるほか、【添付資料1 - 1】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に掲げる基準等を適用する。なお、【添付資料1 - 1】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に示す制定時のものから着工までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用することとする。また、着工後の改定については、その適用について協議するものとする。
- 2 基準等の解釈については、【添付資料1 - 1】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」に掲げる刊行物を参照するものとする。
- 3 本要求水準書と基準等の間に相違がある場合は、本要求水準書を優先するものとする。
- 4 【別添資料1 - 1】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」の「(3) 標準仕様書・標準図」に掲げる適用基準等については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準（【別添資料1 - 1】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」の「(1) 性能基準」及び「(2) 設計基準」に掲げる適用基

準等により定められるものを含む。)を満たすよう適切に使用するものとする。

- 5 適用基準等において、「監督職員」が承諾等することとされている事項については、原則として、工事監理業務を実施する工事監理者に読み替えて適用する。

第2章 事業の目的及び計画条件

第1 事業の目的及び概要

1 事業の目的

山梨県は、東海地震によって震度6弱以上が予想される地域として大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域」に指定され対策強化が求められている。国の調査によれば、甲府市は今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が55.3%（地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図」平成21年7月）と全国的に見ても高い状況にある。

山梨県庁舎は、全国で唯一、地震防災対策強化地域内にありながら耐震化がなされていない庁舎であり、既存庁舎の多くは耐震基準（I s 値）を大きく下回っている。

このため、想定される東海地震等の災害発生時に、県庁舎が被災者の救助、復旧活動のセンター機能としての役割を發揮できない可能性が高い。

本事業は、大規模災害発生時の災害対策本部機能、警察本部機能の強化等を図るため、新庁舎（以下「防災新館」という。）の設計・建設等を行うものである。

また、併せて、県庁全体の機能性や県民・来庁者の利便性の向上、既存庁舎等を含めた施設及び県庁敷地全体の明解さの確保や動線の整理、空地の効果的な配置等、県庁全体としての整備にも寄与する施設整備を意図するものである。

さらに、甲府駅と甲府市中心街との間に位置する防災新館の整備に当たっては、にぎわいの創出に十分な配慮が求められることから、1階部分については活気やにぎわいを創出する場として整備することを目的とするものである。

2 事業の概要

本事業は、防災新館の整備及び維持管理・運営を行うものである。

耐震基準を満たしていない県民会館、県民情報プラザ、第二南別館及び東別館等を防災新館として集約建替することとし、防災新館には、災害発生時に中心的な役割を果たす消防、警察などの防災関連部局、子供の安全を担う教育委員会を集中配置するとともに、防災新館1階を地場産品や観光資源等のやまなしブランドを広く情報発信していく場として整備する。

また、来庁者用の駐車スペースを確保するとともに、県庁敷地内の交通動線を整理し利用者の安全確保等を図っていく必要があることから、地下駐車場を整備する。

第 2 業務の概要

1 事業者が行う業務

(1) 防災新館の設計・建設業務

事業者は、以下に掲げる項目に基づき、本施設の設計・建設業務及び工事監理、その他これらを実施するうえで必要とされる各種手続きを行い、施設整備後、県に引き渡すものとする。

- ア 事前調査（周辺家屋調査、電波障害調査等）
- イ 設計（基本設計・実施設計）
- ウ 必要な許認可及び建築確認の手続（施設整備に必要な関係機関等との協議及び申請等の手続）
- エ 第二南別館地下部の解体撤去工事（地上部解体時の充填砕石約 1,200 m³の撤去含む）
- オ 県民情報プラザ地下部の解体撤去工事
- カ 建設工事（駐車場、外構工事を含む）
- キ 工事監理
- ク 化学物質の室内濃度測定
- ケ 事後調査（周辺家屋調査等）
- コ 事後対策（周辺家屋補償、電波障害対策工事等）
- サ 本施設の引渡し及び所有権の移転
- シ 近隣対策
- ス その他上記業務を実施するうえで必要な関連業務

(2) 維持管理業務

事業者は、次の項目について維持管理業務を行うものとする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 建築設備運転監視業務
- エ 施設清掃業務
- オ 環境衛生管理業務
- カ 外構施設保守管理業務
- キ 植栽管理業務

(3) 運営業務

事業者は、本施設において以下の運営業務をおこなうものとする。

- ア 警備業務
- イ 駐車場運営業務
- ウ 駐車場料金徴収業務
- エ 県民利用・商業施設のイベント広場（オープンスクエア）の運営業務

2 県で実施する業務

防災新館を整備するに当たり、整備予定の場所に現存する既存庁舎の解体等が必要になるが、本事業に必要な業務、関連する業務ではあるものの、PFI 事業範囲外として山梨県で行う業務は、以下のとおりである。

(1) 設計・建設業務

- ア 警察関連及び災害対策本部関連の特殊システム（通信指令室、交通管制センター、総合指揮室に導入するシステム等をいう。）整備業務
- イ 第一南別館解体業務
- ウ 第二南別館解体業務（地上部）
- エ 県民情報プラザ解体業務（地上部）

(2) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（既存庁舎）
- イ 建築設備保守管理業務（既存庁舎）

(3) 運營業務

- ア 受付業務（本館）
- イ 電話交換業務

第3 施設に関する事項

1 入居機能

- (1) 警察関連（公安委員会、警察本部及び関東管区警察局山梨県情報通信部）
- (2) 災害対策本部関連
- (3) 教育委員会
- (4) 県民利用・商業施設

第4 敷地に関する事項

1 敷地条件

所在地：山梨県甲府市丸の内1丁目6-1（県庁全体の主たる住居表示）
山梨県甲府市丸の内1丁目8-5（防災新館建設位置：現・県民情報プラザの住居表示）
敷地面積：27,375.77 m²（防災新館の想定敷地面積：約4,720 m²）
用途地域：商業地域
法定建蔽率：80%
法定容積率：600%

その他地域地区：防火地域

2 周辺インフラ整備状況

敷地周辺及び県庁敷地内のインフラ整備状況については【添付資料 2 - 1 - 1 ~ 4】による。

(1) 上水道

敷地南側前面道路に 100mm の給水本管が敷設されている。敷地東側に給水本管 100mm が敷設されている。新設庁舎単独に引き込むものとする。

(2) 下水道(雨水)

排水方式は敷地内分流、敷地外合流であり、敷地南前面道路に排水本管 200mm が、西側に 400mm が、東側に 400mm が敷設されている。

(3) 下水道(汚水)

排水方式は敷地内分流、敷地外合流であり、敷地南前面道路に排水本管 200mm が、西側に 400mm が、東側に 400mm が敷設されている。

(4) 都市ガス

敷地南側前面道路にガス管 150 (低圧) が、敷地東側にガス管 150 (低圧) 敷地西側にガス管 100 (低圧) が敷設されている。

(5) NTT

現状は県民情報プラザと第二南別館は各々単独引込みとなっており、その他(本館、第一南別館、別館、議事堂、北別館)とは別引込みである。

既存庁舎を含め一括で引込み、警察専用などはさらに別引込みとして引き込む。

(6) 電力

現状は県民情報プラザと第二南別館は各々単独引込みとなっており、その他(本館、第一南別館、別館、議事堂、北別館)とは別受電である。

敷地全体で特別高圧 22kV での一括受電として引込む。

(7) テレビ電波障害

県において概略(机上)シミュレーションを行った結果、地上波デジタル甲府局に対して受信障害が予想される。

3 敷地及び地盤状況

敷地及び地盤状況は、【添付資料 2 - 2】「敷地測量図」、【同 2 - 3】「地盤調査資料」による。ただし、施設の設計及び建設において追加の調査が必要となる場合は、必要に応じて事業者が自ら地盤調査を行うこととする。

4 敷地現況

山梨県庁敷地は JR 甲府駅の南約 200m に位置する。西側に平和通り（主要地方道甲府・敷島・韮崎線）、東側に舞鶴通り（主要地方道甲府・山梨線）、南側に県道中下条・甲府線が通っている。西側（平和通り側）及び北側は一部を除き民地に接している。敷地内には県庁本館・別館・議事堂・北別館ほかの既存庁舎・施設が現存する。

防災新館の建設位置は県庁敷地の南端部に位置し、現在は県民情報プラザ・第一南別館・第二南別館が建っている。

5 その他：特記事項

(1) 既存施設等

県庁敷地内の既存施設等については、「県庁舎耐震化等整備基本計画」において下記の方針が位置付けられている。

ア 別館

耐震性の不足や機能的な問題に加え、文化財的価値が指摘されており、防災新館の整備後、平成 25～26 年度を目処として耐震改修等を予定している。

イ 議事堂

別館と一体的な文化財的価値を有する。過去の調査では耐震性を有するとされているが、その検証を含め、別館と同様に平成 22～23 年度を目処として機能更新改修等を予定している。また、既存の委員会室棟は、防災新館の完成、防災無線機能・関連施設の移転後に改築（建替え）を予定している。改築の想定時期は平成 25～26 年を想定している。

ウ 本館

平成 13 年に耐震改修促進法に基づき免震化改修を行っている。本事業において、本館 2 階と防災新館とを渡り廊下で接続することとする。本館と防災新館の接続に関する想定条件及び要求水準を【添付資料（追）2 - 1】に示す。

エ 北別館

平成 8 年に耐震改修を実施している。整備基本計画においては 2 階の駐車場に至る既存スロープを撤去し、駐車場等の整備を予定している。

オ その他の既存施設等

上記以外の既存施設等（防災新館の建設に関わる県民情報プラザ、第一・第二南別館のほか、警察別館、第一車庫、別館に付属するボイラー棟及び既存煙突、既存委員会室棟北側の無線鉄塔及び通信関連施設等）については解体撤去を予定している。

カ 西別館

県庁整備を進める際の移転先等に活用した後、最終的に解体撤去し、空地・緑地等としての整備を予定している。

キ 既存施設等に係る法的取扱い

現状において本館・別館・議事堂・委員会室棟は渡り廊下で接続されており、防災新館の建設や委員会室棟の建替え、各建物の改修等により現行法規基準の既存部分への遡及が発生する可能性がある。

防災新館建設における既存遡及に対しては、別館・議事堂については、本館と別館をつなぐ渡り廊下を解体予定部分とすること、さらに建築基準法第3条第1項第三号の指定（予定）により回避することとし、本館については、本事業において法的検証、改修設計を行い、建築基準法第86条の8に規定する全体計画認定制度を活用し、進めていく。本館と防災新館の接続に関して本事業内で実施する業務の詳細は【添付資料（追）2-1】参照のこと。

なお、本館の既存不適格部分の改修工事については、本事業に含まないこととする。

(2) 埋蔵文化財

計画地周辺は甲府城（舞鶴城）関連の遺構等の存在が確認されており、埋蔵文化財包蔵地に該当する。

特に防災新館建設予定地の西側から南側は甲府城の外濠の位置に当たり、石垣等の遺構が存在する可能性がある。また、同じく東側から現・東門周辺にかけては甲府城大手門に関連する土塁遺構の存在が確認されている。

これらの詳細は【添付資料（追）2-2】「埋蔵文化財関連資料」による。

これらの埋蔵文化財に対して、県は平成22年度に埋蔵文化財調査を実施する予定である。県は調査の結果を事業者の開示するとともに、業務要求水準書の内容や事業者が提案した施設整備の内容に影響を及ぼす場合は、事業者と協議を行い、適切に要求水準変更等の手続を行うものとする。

事業者は工事（設計・建設のために必要な調査で掘削行為を伴うものを含む）着手前の適切な時期に文化財担当部局と協議を行い、文化財保護法及び関連する法令等に基づき、必要とされる手続等を適切に実施するものとする。また、これらの手続において県が主体となる場合は、これに協力するものとする。

工事（設計・建設のために必要な調査で掘削行為を伴うものを含む）の途中において

遺構等が出土、あるいはその存在可能性が明らかになった場合は、事業者は速やかに文化財担当部局と協議を行い、その指導・指示の下に、保全措置や立会確認、調査への協力等、適切な対応を行う。

これらにより事業の予定通りの進捗が大きく影響を受け、あるいは不可能となった場合は、県と事業者は速やかに協議を行い、リスク分担の取り決めに応じて、双方協力して適切な対応を行うものとする。

(3) 事業着手時の敷地の引き渡し条件

第2「業務の概要」において述べたとおり、事業者の事業着手に先行して、県は県民情報プラザ及び第二南別館の地上部解体、第一南別館の記録保存調査及び同解体を実施する。

これに伴い、県は解体工事等の完了後、PFI 事業契約締結までの間の敷地の管理（安全措置及び保全措置）を、県がリース契約した仮囲い等により、県の責任において行うこととしている。

PFI 事業契約の締結に伴い、事業対象敷地は事業者は無償貸与されることとなるが、この際の敷地の引き渡し条件は、上記の県による管理下の状態を前提とし、その内容及び引き渡し条件の詳細は第6「業務の実施」(3)建設業務による。

なお、敷地の引き渡し後において、県は埋蔵文化財調査を実施することを予定している。

第3章 経営管理

第1 事業者求められる基本的事項

1 基本方針

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に事業を遂行するものとする。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる実施体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

2 事業者に関する事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業遂行を図ることができるよう、次に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立していること。
- (2) 定款において、本事業の実施のみを事業者の目的とすることを規定していること。
- (3) 定款において、監査役を置くことを規定していること。
- (4) 定款において、株式の譲渡制限を規定していること。
- (5) 創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。
- (6) すべての株主が、事業計画にあらかじめ示された出資者であること。
- (7) すべての株主が、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、原則として事業期間が終了するまで株式を保有していること。
- (8) すべての株主が、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業期間中、原則として株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしないこと。
- (9) 選定された応募者の構成員が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有していること。
- (10) 選定された応募者の構成員以外の株主による、事業者の株主総会における議決権保有割合が他の議決権保有者との比較において最大の保有割合とならないこと。

3 事業の実施体制に関する事項

事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる実施体制が確保されていること。

- (1) 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- (2) 各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること。
- (3) 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。

4 事業者の財務に関する事項

事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。

- (1) 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。
- (2) 本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。
- (3) 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。

第2 事業者の経営等に関する報告

事業者は、次に掲げるとおり、事業者の経営等に係る書類を提出すること。

1 定款の写し

事業者は、自らの定款の写しを、設立登記完了後速やかに県に提出する。また、定款に変更があった場合には、その変更後、定款の登記完了日から7日以内に変更後の定款の写しを県に提出する。

2 株主名簿の写し

事業者は、会社法（平成17年法律第86号）第121条に定める自らの株主名簿（以下、「株主名簿」という。）の写しを、事業契約の締結後7日以内に県に提出する。また、株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合には、その変更後7日以内に変更後の株主名簿の写しを県に提出する。

3 実施体制図

事業者は、本事業に係る実施体制図を、事業契約の締結後7日以内に県に提出する。また、本事業に係る実施体制に変更があった場合には、その変更後7日以内に変更後の実施体制図を県に提出する。

4 事業者が締結する契約又は覚書等

- (1) 事業者は、本事業に関連して、県以外を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧（事業者又は各業務受託企業が締結する保険の一覧を含む。）を、事業契約の締結後7日以内に県に提出する。また、締結し、又は締結する予定の契約又は覚書等に変更があった場合には、その変更後7日以内に変更後の一覧を県に提出する。
- (2) 事業者は、県以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は各業務受託企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結日の14日前まで及び契約締結後7日以内に、当該契約書類又は覚書等の写しを県に提出する。また、当該契約書類又は覚書等の内容を変更する場合には、契約変更日の14日前まで及び契約変更

後 7 日以内に、変更後の契約書類又は覚書等の写しを県に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響の少ないものとして県が承諾した場合は提出を省略することができる。

5 株主総会の資料及び議事録

事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の会日から 7 日以内に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを県に提出する。

6 取締役会の資料及び議事録

事業者は、取締役会を設定している場合は、取締役会の会日から 7 日以内に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを県に提出する。

7 計算書類等

- (1) 事業者は定時株主総会の会日から 7 日以内に、次に掲げる計算書類等を県に提出する。
なお、事業者の決算期は毎年 3 月 31 日とする。
 - ア 当該定時株主総会に係る事業年度における監査済み会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料
 - イ 上記アに係る監査報告書の写し
 - ウ 当該事業年度におけるキャッシュ・フロー計算書その他県が合理的に要求する書類
- (2) 県が支払を行うための確認資料として、半期にかかる計算書類を各支払時期に対する業務履行期間終了後 20 日以内に県に提出する。半期にかかる計算書類は、上記アに定める計算書類に準じるものとする。

第4章 施設整備

第1 施設整備の目標

現在の県庁施設は本館、北別館においてはそれぞれ免震改修、耐震補強を行っているが、別館等については耐震性の不足が指摘されているほか、全般的に老朽化・狭隘化が進んでおり、組織の分散配置を含めて、効率的な行政事務の執行に支障をきたしている面もある。

また、想定される大規模災害の発生に対応するため、災害対策本部機能・拠点機能の整備・強化が求められるところであるが、既存施設の制約の中で十分な整備が実現できていない状況である。

さらには、県庁全体としての秩序や統一性の不足や、現在の県庁の閉鎖性が中心市街地活性化の阻害要因の1つになっているとの指摘もあり、県庁施設・敷地全体としての再編整備の視点とともに、県民への情報サービス機能や賑わい創出機能の導入など、「開かれた県庁」の実現に向けた整備も併せて求められているところである。

山梨県においてはこれらの課題を解決するため、昨年度において県庁耐震化等整備基本計画を策定したところであるが、防災新館の建設はその実質的なスタートであると同時に県庁整備全体においても中核をなす事業であると位置づけている。

以上をふまえ、防災新館の整備にあたっては機能性・防災性に重点を置きつつも、周辺地域との連携や「開かれた県庁」の実現、さらには環境配慮の観点を含めた、新時代の県庁に相応しい庁舎施設として整備することを目標とする。

第2 基本方針

防災拠点としての高度な機能を備えた庁舎とすること

想定される東海地震等災害時における人命救助、災害復旧等を担う防災拠点としての建物とするため、法令の安全基準を上回る耐震性能を確保するとともに、危機管理に必要な高度な諸機能を備えた庁舎とする。

中心市街地のにぎわい創出に配慮した庁舎とすること

甲府駅と甲府市中心街との間に位置する防災新館の整備にあたっては、にぎわいの創出に十分な配慮が求められることから、1階部分については、県内外から多くの県民や観光客に訪れていただけるよう、本県が世界に誇る地場産品や観光資源等のやまなしブランドを広く情報発信し、活気やにぎわいを創出する場として整備する。

コンパクトで環境や人にやさしい庁舎とすること

厳しい県の財政事情を踏まえ、整備費用を極力抑制するため、職員一人当たりの執務面積については現状の面積を基本とするなど、必要最低限のコンパクトな庁舎とする。

また、省エネルギー化や環境負荷の低減、ランニングコストの縮減に努めるとともに、「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」に十分配慮し、全ての来庁者にやさしい庁舎とする。

第3 設計条件

1 施設の構成及び規模

建物の面積は【添付資料4 - 2】各室性能表に示す各入居部局ごとの必要諸室面積を確保するとともに、その他の共用部、駐車場、機械室等を適切に計画し、延べ面積を28,500㎡±3%の範囲として計画する。

階数は地上11階（塔屋を除く）以下、地下2階とする。

ただし、設計において、要求水準を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い、山梨県と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる（面積を除く。）

その他付帯施設として、屋上に防災行政無線鉄塔及び非常用ヘリポートを設ける。これらの詳細は第5「施設計画（施設毎、共用部）」による。

2 配置計画

防災新館の配置はPFI事業上の想定敷地において建築基準法その他関係法令を満足し、かつ県庁構内動線や既存施設との関係をふまえた県庁全体の整備、周辺市街地との連携、埋蔵文化財の保護及び県庁全体としての統一的な景観形成に配慮して計画する。

既存本館の南側には既設オイルタンク（本館非常用発電機用）が設置されており、提案する防災新館の配置がこれと干渉する場合には、本館の防災機能の維持が可能な対策を事業範囲内において見込むものとする。

3 動線計画等

防災新館の建設想定位置には前面道路側（南側・西側）と既存本館前庭側（北側）の間に2.5～3m程度の高低差があり、防災新館のエントランスは1階において前面道路側からのアプローチ、2階において本館前庭側からのアプローチに対応するように計画する。

防災新館地下駐車場の車両の出入口（スロープ）は現東門・西門から入構した車両が支障なく地下駐車場に入出庫可能なように計画し、防災新館2階北側（北側接地レベル）には車寄せを設けるものとする。

敷地西側の平和通り沿いには、にぎわいが創出できるよう、1階の県民利用施設・商業施設との連携及びイベント対応等に配慮した、まとまった外部空間（多目的広場）を設ける（ピロティ等も可とする）。

4 関係法令等の遵守

施設の整備にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、適切な施設整備を推進するものとする。

第4 施設計画（共通）

1 社会性

（1）地域性

ア 「開かれた県庁」の実現：中心市街地活性化への寄与

本章第1「施設整備の目標」において述べたとおり、本事業及び県庁全体整備の目標の1つに「開かれた県庁」の実現による中心市街地活性化への寄与を掲げていることに鑑み、事業者の計画においてはこの目標を具現化するよう十分な配慮を行うものとする。

イ 幹線道路沿道のにぎわいの創出

建設地の西側及び南側は周辺市街地の主要幹線道路に面しており、甲府駅前から県庁南東側の中心商業地へのルートにおける中継点の位置づけとなる。県の基本計画ではこの点を考慮し、防災新館の1階に県民利用施設・商業施設を配置するものとしており、事業者の計画においては県の構想の具現化、幹線道路沿道のにぎわい創出に十分な配慮を行うものとする。

ウ 良好な都市空間・環境の創出

上記2点の実現及びより広範な都市環境創造の観点に立ち、事業者の計画においては山梨県・甲府市のまちづくりをリードする良好な都市空間・環境の創出に十分な配慮を行うものとする。

（2）景観性

ア 県庁全体の統一性をもった景観形成

本章第1「施設整備の目標」において述べたとおり、本事業が県庁全体の整備計画における中核となる事業であること、歴史的建造物として既存別館、議事堂の保存改修を予定していること等に鑑み、県庁全体の統一性をもった景観形成に十分な配慮を行うものとする。

イ 周辺環境・景観との調和

建設地が甲府市の中心市街地に位置し、舞鶴城公園に近接していること等に鑑み、周辺環境・景観との調和及び良好な都市景観の形成に十分な配慮を行うものとする。

2 環境保全性

(1) 環境負荷低減性

ア 省エネルギー性能

防災新館の環境性能は CASBEE における A ランク以上を達成するものとする。

上記に関わる個別的な性能指標として、省エネルギー法における PAL/CEC 値は、次に掲げる数値を下回ることを目標とする。ただし、定量審査は上記の CASBEE によるものとし、各々の性能指標の数値はこれを検証するために提示を求めるものとする。

・ PAL : 270MJ/m²・年

・ CEC/AC : 1.40、CEC/V : 0.9、CEC/EV : 0.8、CEC/L : 0.9

イ LCCO₂ の削減

地球温暖化の大きな原因である CO₂ 排出量の削減を行う。グリーン庁舎計画指針における LCCO₂ 削減目標は、1990 年比 10%削減に努める。なお、算定方法は【添付資料 4 - 10】「LCCO₂ 算定方法」による。

(2) 周辺環境配慮

施設の設計及び建設においては、電波障害・風害・騒音（施工時及び運用段階）・光害（反射光や照明光による）・臭気や空気質の悪化（施設からの排気等による）などの周辺環境への悪影響を極力低減するように十分な配慮を行い、必要な対策を見込むものとする。

3 安全性

(1) 防災性

ア 構造計画

構造耐力上主要な部分の配置等に関しては下記のとおりとする。

(ア) 免震構造を採用すること。

(イ) 構造体変形、地盤変形、不同沈下、温度膨張（収縮）及びコンクリートの乾燥収縮等により、各要求性能に支障が生じない構造計画とする。

(ウ) 事務室間の間仕切り壁は、構造耐力上主要な部分としない。

(エ) 免震部材の交換や残留変形の復元が可能な構造とする。

(オ) 制振部材は、断面に長期応力度が生じる部分（柱・はり等）としない、また、極めて稀に発生する地震動後を除きメンテナンスは不要な構造とする。

(カ) 構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、溶接性及び製造方法を考慮し、その化学成分及び機械的性質を適切に考慮したものとする。また、耐震性能の余力として確保するため、柱梁接合部の梁端部については、降伏した場合の性状に配慮した設計及び施工を行うものとする。

イ 耐震に関する性能

構造安全性に関する大臣認定を取得すること。

官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（以下、基準という）の規定に従うほか、以下の規定によること。

本項において、上部構造、下部構造は、下記のとおりとする。

- ・ 上部構造：免震層よりも上部
- ・ 下部構造：免震層よりも下部
- ・ 基礎構造：基礎及び杭

地震力に対する安全性については、下記のとおり評価する。

構造体、建築非構造部材、建築設備の耐震安全性の分類は、 類 A類 甲類とする。

(ア) 水平方向に作用する地震動

a 稀に発生する地震動：レベル 1

- ・ 「平成12 年建設省告示第1461 号」第四号イ(1)から(3)の規定による地震波 3 波
- ・ 過去における代表的な観測地震波のうち、建設地及び建築物の特性を考慮して適切に選定した地震波（最大速度振幅25cm/s） 3 波

b 極めて稀に発生する地震動：レベル 2

- ・ 「平成12 年建設省告示」第1461 号第四号イ(1)から(3)の規定による地震波 3 波
- ・ 過去における代表的な観測地震波のうち、建設地及び建築物の特性を考慮して適切に選定した地震波（最大速度振幅50cm/s） 3 波
- ・ 建設地周辺における活断層分布、断層破壊モデル、過去の地震活動、地盤構造等に基づき作成した模擬地震波 1 波以上

(イ) 上下方向に作用する地震動

上下方向の入力地震動については、その影響を適切に考慮する。

(ウ) 耐震性能の目標

上部構造

入力レベル	判定基準
レベル 1	層間変形角：1 / 500 以下 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内
レベル 2	層間変形角：1 / 250 以下 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内

下部構造

入力レベル	判定基準
レベル 2	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内

基礎構造

入力レベル	判定基準
レベル 2	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内

ウ 耐風に関する性能

風荷重に対する安全性については、下記のとおりとする。

風荷重のレベル	再現期間200年の強風
制振部材と免震部材を除く構造耐力上主要な部分	短期許容応力度以内とする。
制振部材及び免震部材	履歴型エネルギー吸収部材は弾性限度耐力以内とする。 流体エネルギー吸収部材は微振動時の発熱による物性変化がないこと。
建築非構造部材	上記の風荷重のレベルによる風圧力に対して、構造耐力上安全である。
建築設備	災害応急対策活動上必要な機器等は、上記の風荷重のレベルによる風圧力に対して、構造耐力上安全である。 その他の機器等は、建築基準法施行令第129条の2の4に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全である。

(2) 防犯性

- ・本施設の利用者及び物を保護するために、「官庁施設の防犯に関する基準及び同資料」に定められた水準を満たした上で、施設の維持管理運営方法と整合した防犯の種別を設定し、外部からの人、物の侵入を制御する。
- ・制御の方法については、人的や機械的なシステム（非接触型個人カードによる電気錠等）により構築する。
- ・各室ごとの防犯性（セキュリティ）に関する要求水準は【添付資料4 - 2】「各室性能表」による。
- ・警察関連はセキュリティ上、独立したゾーニングとし、動線においても独立した管理を行い、受付をしないと上層階へ行けない構造とする。
- ・警察関連のセキュリティ条件は以下によるほか、【添付資料（追）4 - 1】「セキュリティエリア確認方法（警察関連）」による。
 - ア 2階に配置予定の各室には、受付（セキュリティゲート）の前を通過し、受付が目視で確認するセキュリティとする。
 - イ 職員はICカードにより入館、入室できるものとする。
 - ウ 【添付資料4 - 2】「各室性能表」において指定された室については、それぞれICカード、生体認証、テンキーによる入退室管理を行う。
 - エ 鍵の管理は総合当直室に設置する鍵管理システムにより行う。
 - オ 入退室の情報は、庁舎管理室（全て）、総合当直室及び情報通信部当直室（一部）で管理できること。
 - カ 防犯カメラにより、2階の出入口、共用部の廊下、エレベーターホール、地下駐車場、その他特記のある室を見渡せるようにし、モニターは庁舎管理室及び総合当直室に置き、同時に全ての画像を確認できる（モニター分割表示可）ものとする。ま

た、防犯カメラの映像は最低 2 箇月間保存できること。

キ 設備の詳細は【第 5「施設計画（施設毎、共用部）」2 設備性能（1）電気設備・防犯・入退室管理設備】による。

ク 警察関連の 2 階に配置される部分で、地盤レベルに接する部位における開口部のガラスは防犯ガラスとする。

4 機能性

(1) 利便性

ア 移動

(ア) 歩行者

- a 歩行者と車輛の動線（敷地外部から建物エントランスに至る動線）は原則として明確に分離された構造とする。
- b 防災新館のエントランスは 1 階と 2 階（北側接地レベル）に設ける。
- c 1 階のエントランスは前面道路（西側・南側）からのアプローチに配慮した位置に設け、入居各部署への来訪者及び県民利用施設の利用者の利便性に配慮したものとす。
- d 2 階のエントランスは既存本館・別館側からのアクセスに配慮した位置に計画する。
- e 既存本館と防災新館の間には西側の平和通りから建物内を経由することなく、本館・別館前のロータリーにアプローチできる歩行者動線を設ける。
- f 既存本館の 2 階と防災新館の 3 階を接続する渡り廊下を設け、相互に行き来ができるようにする。
- g 警察関連においては総合当直室において時間外の入退館等の管理が可能な位置に通用口を設ける。その他庁舎用の通用口は防災センターにおいて時間外の入退館等の管理が可能な位置に設ける。
- h 原則として、構内及び屋内通路には段差を設けないこととするが、スロープや階段を設置する場合は、高齢者、障害者等の移動に配慮した構造とし、関係法令・条例等に示す水準を満たすこととする。

(イ) 車両

- a 県庁敷地への車両の進入は既存の東門、西門から進入するものとし、防災新館への車両の動線はこれら進入経路からの円滑な寄付き、駐車場への入出庫が可能で、かつ突入防止やセキュリティに配慮した計画とする。
- b 2 階北側エントランスに近接して車寄せを設ける。車寄せは屋根又は庇を有し、車高の高い車が進入できるよう、有効高さは 3.5m を確保する。
- c 地下駐車場までの車路、スロープ及び地下駐車場内の車路は、2 t 車程度までの日常的なサービス車両等が進入できるよう、有効高さ 2.4m を確保する。
- d 1 階のオープンスクエアやこれと連続した外部空間における不法車両等の進入を阻止する一方、イベント開催時等に対応するため、臨時に機材搬入車両等が 1 階エン

トランス付近に寄り付くことができるようにする。

(2) バリアフリー性

施設のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン対応）については、関係法令・条例等に準拠したものとし、以下に掲げるほか、詳細は事業者の提案による。

- ア 1・2階及びその他の地上階の3箇所に身障者の利用に配慮した多目的トイレを設置する。その他の地上階の3箇所の設定は入居部署、機能、セキュリティゾーニング及び利用者の利便性に配慮した適切な階とする。
- イ 昇降機においてはバンク分けあるいは運転ゾーンに応じて各1台以上を身障者対応の昇降機として整備する。

(3) フレキシビリティ

将来に予測される空間の利用法等の用途変更、設備機器類の更新等に柔軟に対応できるものとする。

第5 施設計画（施設毎、共用部）

1 建築性能

(1) 共通事項

- ア 各室性能は、【添付資料4 - 2】「各室性能表」による。
- イ 本施設の外装及び内装は、要求水準を満たすと共に【添付資料4 - 2 - 1】「内装仕上り性能表」に記載する内容を満たすこと。
- ウ 【添付資料4 - 2】「各室性能表」の床荷重は、【添付資料4 - 2 - 2】「床荷重凡例表」による。
- エ 【添付資料4 - 2】「各室性能表」の防犯性能は、【添付資料4 - 2 - 3】防犯性能凡例表による。
- オ 【添付資料4 - 2】「各室性能表」の出入口扉の鍵管理は、【添付資料4 - 2 - 4】出入口鍵管理凡例表による。鍵管理は、警察関連については総合当直室及び情報通信部当直室、その他については防災センターにおいて行う。

(2) ゾーニング

- ア 入居各部署及び各室の配置は【添付資料4 - 6】「諸室の配置計画及び面積等」による。ただし、合理的な計画により、山梨県との協議が成立した場合はこの限りではない。
- イ 各々に必要なセキュリティが確保された上で、利用者の利便性を損なわぬよう、適切な動線計画、各室配置を行う。
- ウ 利用時間帯が異なる場合であっても、各々の機能が単独で成立するよう、出入口の配

置、縦動線、避難経路の計画に配慮する。

- イ 【添付資料 4 - 2】「各室性能表」において 2 階への配置を想定している室以外の警察関連の諸室の配置は、他の入居部署の室と同一階としないこと。ただし、合理的な計画により、山梨県との協議が成立した場合はこの限りではない。

(3) 空間構成

- ア 原則として執務室・居室は自然採光が可能なように外壁面（窓）に面する配置とし、かつ居住性・使い勝手・モジュール等に配慮した適切な間口・奥行をもった計画とする。ただし、小規模で重要性の低い室や用途・機能上窓が不要あるいはないことが望ましい室についてはこの限りではない。窓の要否について明確な条件が規定される室等については【添付資料 4 - 2】「各室性能表」に明記する。
- イ 原則として、建物の外周部を除く部分には独立柱を室内に出さない計画とする。
- ウ 主要な廊下の幅は、内法を 1,800mm 以上とする。ただし、特定少数の者のみ使用する廊下についてはこの限りでない。
- エ 各階において、その階の床仕上げ面の高さは同一とする。ただし、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」に記載がある場合は、この限りでない。

(4) 仕上げ

- ア 内部仕上げ及び外部仕上げは、要求水準を満たすとともに、【添付資料 4 - 2 - 1】「建築：内装仕上げ性能表」及び【添付資料 4 - 4】「庁舎の仕上げ（外部仕上げ）」に記載する内容と同等以上のものとする。
- イ 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とする。
- ウ 変形及び経年による著しい変色がない。
- エ 色、柄については、自然採光及び照明の効率性に配慮する。
- オ 鋼製のものは、下地を含め防錆対策が施されている。
- カ 異なる仕上げの取り合い部分は、変位等による破損及び経年変化による隙間等の発生を防止する。
- キ 内装仕上げについては、空間の連続性その他意匠上及び機能上等の合理的な理由により、山梨県との計画案の協議が成立した場合、【添付資料 4 - 2】「各室性能表」に示す内装仕上の分類によらないものとするができる。
- ク 外部仕上げにおける材料、材質は、建物全体にわたり一体感のあるものとし、建物の耐用期間中を通じて経年変化及び退色性の小さい材料とし、外装主材は更新がない。

(5) 屋上

- ア 屋上には非常用ヘリポート、防災行政無線鉄塔、太陽光発電設備、放送受信アンテナ類、衛星通信用パラボラアンテナ基礎（パラボラアンテナは事業外）及び外壁清掃用のゴンドラ設備を設置する。
- イ 屋上にこれらの施設・設備を設置した上で、設置可能な範囲には屋上緑化を行う。
- ウ 低層部に屋上を有する計画とした場合には、それぞれの機能・目的が十分に保たれる

よう計画すること。

(6) 建具関係

ア 各室出入口

(7) 扉の必要箇所、数量及び配置等の条件は【添付資料 4 - 2】「各室性能表」及び【添付資料 4 - 6】「諸室位置関係図及び階別想定人数」に基づき、機能性・安全性等を考慮して計画するものとする。また、共用部（執務室階の廊下等）から執務室への出入口は将来的な室配置の変更等に対応可能なフレキシビリティを有する計画とすること。

（ 注意事項：県が公表している「県庁耐震化等整備基本計画」中のイメージ図（平面図）において、上記項目後段の条件に対して制約の多い建物構成（コア）イメージが示されているが、事業者の提案においては適切に配慮すること。）

(1) 【添付資料 4 - 2】「各室性能表」及び【添付資料 4 - 6】「諸室位置関係図及び階別想定人数」に明示されている場合を除き、扉の形式は親子開きとし、有効開口 1,200mm 以上とする。ただし、警察関連の一般事務室以外の室で「各室性能表」に特記なき場合は片開きとし、有効開口 900mm 以上とする。

(2) 各室の機能及び規模に応じ、収納家具、備品、間仕切りユニット、設備機器等が台車等で搬入可能な有効寸法を有する。

(3) 日常行動、交通・物流等による衝撃で欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきがない。経年による反りの発生がない。

(4) 鋼製のものは、下地を含め防錆対策を施す。

(5) 各室の性能が確保できる水密性、気密性、遮音性を有する。

(6) 仕上げは壁と調和している。

(7) 廊下からの各室への出入口は、開閉時に扉が廊下に突出しない。ただし、各室性能を満足しない場合はこの限りでない。

(8) 扉の開閉時に、壁を傷つけることがない。

(9) 形状はフラッシュ扉（ガラス入りを含む）とする。ただし、各室性能を満足しない場合はこの限りでない。

(10) 開き戸はレバーハンドルを操作して開閉し、自閉する。ただし、各室性能を満足しない場合はこの限りでない。

(11) 自動扉とする場合は、安全センサー（扉ガラス衝突防止）を設置する。また、非常時対応手動扉を設置する。

(12) 高齢者、障害者等の利用が想定される出入口には、通過する際に支障となる段差を設けない。

(13) 外部に面する扉は、各室の性能が確保できる耐風圧性を有する。

(14) 出入口扉のガラスは、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針」を参考に、飛散防止用のフィルムを貼る等の安全対策を講じる。

(15) 障子部分がガラスとなる扉には、衝突防止サインを設置する。

イ 窓

- (ア) 位置及び寸法は、着席時に外部の視界を遮らず見通せる高さ及び幅とする。
- (イ) 耐風圧性、各室の性能が確保できる水密性、気密性、断熱性、遮音性を有する。
- (ウ) 結露防止対策が施されている、又は結露水が室内に及ばない構造とする。
- (エ) 空調停止時の対応を考慮し、自然通風・換気機能を有すること。低層階の開閉窓においては侵入防止、高層階の開閉窓においては人の転落防止、物の落下防止、強風に対するあおり止め等、防犯面及び安全面に十分に配慮すること。

ウ その他の建具及び点検口

- (ア) 数量及び性能は、設置目的の機能を満足している。
- (イ) 寸法は、設置目的である機器類及び物品等の搬出入が可能な大きさとする。
- (ウ) 日常行動、交通・物流等による衝撃で欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきがない。経年変化等による反りの発生がない。
- (エ) 設置した室の仕上げ等と調和している。
- (オ) セキュリティを必要とする箇所に設置する場合には、必要とされるセキュリティに応じた施錠管理等が可能なものとする。

エ 建具廻り

- (ア) 建具と内部仕上の取り合い部分は変位等による破損及び経年変化による隙間の発生がない。

(7) 造作関係

ア ブラインド及びカーテン

- (ア) 各室の外部に面する窓廻り部分には、【添付資料4 - 2】「各室性能表」に特記なき限りブラインドを設ける。プロジェクター利用室、その他外光の制御を必要とする室においては、暗幕または遮光ブラインド等とする。
- (イ) カーテンを設ける室は、【添付資料4 - 2】「各室性能表」による。
- (ウ) カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設ける。
- (エ) ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設ける。

イ 造り付け家具・什器等

- (ア) 事業範囲として整備・設置する造り付け家具・什器等は【添付資料4 - 2】各室性能表による。
- (イ) 【添付資料4 - 2】「各室性能表」に壁面収納の要求がある室については、床面積の1/4程度の見付け面積をもつ壁面収納家具を設ける。寸法は高さは天井面まで（天袋つき）奥行480mm、スチール製、扉付き書棚（鍵付き）とし、耐震固定を行う。

ウ 押入れ

- (ア) 内法寸法は幅 1,700mm 以上、奥行 800mm、高さ 1,800mm 以上で、内部に棚を設け、扉により内部が隠蔽できる。

エ その他

- (ア) その他の造作類（ピクチャーレール、流し台、鏡等）で、施設整備の業務範囲内とするものは【添付資料 4 - 2】各室性能表に示す。
- (イ) A E D（自動体外式除細動器）を 1 階に設ける。

(8) 情報表示装置

ア 屋内情報表示装置

- (ア) 2 階エントランスホールに文字などの情報を表示できる屋内情報表示装置を設置する。表示部、操作部の要求水準は、【第 4 章 第 5 2.(1)ク マルチサイン設備】による。

(9) 掲示板

ア 屋外掲示板

- (ア) 敷地南東側の歩道に面した部分に屋外掲示板を設置する。掲示部分の大きさは、1ヶ所当たり高さ約 1,000mm、幅約 2,000mm とし、設置高さは概ね目線の高さとする。掲示物は磁石、テープ及び画鋏で取り付けことができ、手で取り替えができる。掲示板は堅固で、錆の発生がなく、掲示物は雨等で濡れず、歩行者などに剥がされない構造とする。鍵及び照明付きとする。

イ 屋内掲示板

- (ア) 1 階及び 2 階のエントランスホール付近に屋内掲示板を設置する。掲示部分の大きさは約 4 m²で、設置高さは概ね目線の高さとする。掲示物は磁石、テープ及び画鋏で取り付けことができ、手で取り替えができる。
- (イ) 地階を除く階の EV ホール付近に屋内掲示板を設置する。掲示部分の大きさは約 4 m²で、設置高さは概ね目線の高さとする。掲示物は磁石、テープ及び画鋏で取り付けことができ、手で取り替えができる。

(10) スロープ

- (ア) 原則として、構内及び屋内通路には段差を設けないこととするが、スロープを設置する場合は、高齢者、障害者等の移動に配慮した構造とし、関係法令・条例等に示す水準を満たすこととする。

(11) サイン

ア 共通事項

- (ア) サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、統一性があり建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とする。
- (イ) 表示内容の変更に合理的に対応できるものとする。
- (ウ) 表記文字はピクトグラフを除き日本語とする。ただし、敷地外部より施設全体のエントランスホールに至るまでの誘導、総合案内板及びフロア案内板は、日本語に加え英語を併記する。また、1階のサインについては韓国語・中国語・ポルトガル語の併記も行う。

イ 総合案内板

- (ア) 1・2階のエントランスホール内の主要な動線上に総合案内板を設置する。
- (イ) 総合案内板には、入居部署の名称や福利厚生諸室など職員及び来庁者に周知が必要な機能を明示する。
- (ウ) 入居部署の名称を列挙した各階案内を記載する。
- (イ) 点字及び触知図等の装置を併設する。

ウ フロア案内板

- (ア) 1・2階の主要な来庁者動線上及びその他各階のエレベーターホール付近に、フロア案内板を設置する。
- (イ) フロア案内板には当該階の簡易な平面形を記載し、主たる出入口及び現在地を明示し、さらに、トイレ、階段、E V、避難口等の共用部を明示する。また、入居部署の名称や福利厚生諸室など職員及び来庁者に周知が必要な機能を明示する。
- (ウ) 入居部署の名称を列挙した各階案内を記載する。
- (イ) 当該階を明示する。
- (オ) 点字及び触知図等の装置を併設する。

エ 室名板

- (ア) 各室の出入口には室名板を設置する。
- (イ) 室名板の素材・仕上はアルミ板焼付塗装又はこれと同等以上のものとし、表示は視認性に優れ、周囲の空間と調和したものとする。
- (ウ) 室の移動や室名の変更等に対応し、室名板の交換又は表示の変更が容易にできるものとする。
- (イ) 会議室（平時利用を含む）には、案内表示機能（会議名称、時間等を示した紙を掲示できるクリップ式等）を設ける。

オ その他のサイン

- (ア) 2階の北側エントランス車寄せ庇上部付近に「山梨県庁防災新館」の館名盤を設置

する。

- (イ) 2階の北側エントランス車寄せ付近に、以下に示す入居部署名を刻印した銘板を設置する。材質は自然石、長さ1,800mm程度とし、警察関連3部局名と教育庁は並列で刻印する。刻印は石彫込み又は金属プレート等とする。

入居部署銘板内訳

- ・山梨県公安委員会
- ・山梨県警察本部
- ・関東管区警察局山梨県情報通信部
- ・山梨県教育庁

- (ロ) 視覚障害者誘導ブロックを適切な位置に敷設する。敷設の色、形状及び材質については、関係法令・条例・基準等に準拠したものとする。

(12) 駐車場

- ア 防災新館の地下には190台以上の駐車場を整備する。階層構成及び台数内訳は地下2階：公用車90台以上、地下1階：来庁者用100台以上とする。収容車両の大きさは普通乗用車とし、かつ全体の半数程度以上についてワンボックス車、ハイルーフ車に対応できることとする。
- イ 公用車用駐車場と来庁者用駐車場は明確にゾーン分けを行い、公用車用駐車場に一般来庁者の車両の進入を防止するゲート、電動シャッター等の装置を設置するなどの方策により、適切にセキュリティ管理が可能なものとする。ゲート、電動シャッターは迅速な出動等に対応可能なものとする（超高速シャッター等：【添付資料（追）4-2】参照）。
- ウ 機械式駐車装置の採用も可とする。その場合、駐車装置はアに示す収容車両の条件を満足すると同時に、入出庫に要する時間が極力短いものとし、かつ満車状態においても全ての車両が随時出庫可能な構造のものとする。
- エ 来庁者用駐車場は平日の開庁時間における一般来庁者の駐車のために供するほか、休日には一般用の駐車場として開放運用する。
- オ タイヤ保管施設：公用車用駐車場には駐車場フロア内の空きスペースや車路上部等を利用して、タイヤ700本（175台×4本）程度を保管する機能を設ける。

(13) 身障者用駐車場

- ア 防災新館北側のPFI事業対象敷地内において、身障者用駐車場を2台以上整備する。
- イ 身障者用駐車場の駐車区画及び乗降スペースの大きさは関係法令、条例、基準等に適合したものとする。
- ウ 身障者用駐車スペースには、停車後も車いす使用者用の駐車スペースであることが認識できる標識を設ける。

(14) 防災行政無線鉄塔

- ア 屋上に設置する防災行政無線鉄塔は5層程度のアンテナ設置スペースを有するものとし、最上部のアンテナ設置スペースの高さはGL+約90mとする。詳細は【添付資料4-7】による。
- (注意事項：次項に示す非常用ヘリポート関連の検討に伴い、防災行政無線鉄塔と非常用ヘリポートの位置関係が変更されている。県が公表している「県庁耐震化等整備基本計画」中の全体イメージ図や県庁内に展示中の完成予想模型とは異なる条件となっていることに注意すること。)
- イ 【別添資料4-7】に示す無線アンテナの更新時等において、地上面から屋上への揚重に対応する設備を設置する（清掃用ゴンドラ設備の一部兼用も可とする）。また、防災行政無線鉄塔の付近の屋上面には無線アンテナの組み立て作業スペースを確保する。
- ウ 鉄塔の設計においては国土交通省官房技術調査課電気通信室監修「通信鉄塔設計要領・同解説」（平成18年版）に準拠すること。

(15) 非常用ヘリポート

- ア 屋上に設置する非常用ヘリポートは「飛行場外離着陸場」として整備する。（「緊急離発着場」は不可とする。）詳細は【添付資料（追）4-3】に示す。
- (注意事項：添付資料に示す内容は、未確定な部分を含んでいる。また、進入表面等の調整に基づき、防災無線鉄塔との位置関係が変更されている。県が公表している「県庁耐震化等整備基本計画」中の全体イメージ図や県庁内に展示中の完成予想模型とは異なる条件となっていることに注意すること。)
- イ 事業者は当該ヘリポートの計画・設計に際し、山梨県及び運行事業者と十分な調整を行い、業務を実施する。また、必要に応じて関係機関等との協議・調整を適切に実施する。山梨県または運行事業者が航空局ほかの関係機関等との協議・調整を行う場合においても、適切に支援・協力を行う。

(16) 外構

- ア 「県庁舎耐震化等整備基本計画」に基づき、既存庁舎等を含めた機能的連携や構内動線の整理、空地・緑地の確保等、県庁全体の再編整備に配慮した外構計画とする。緑化率については、山梨県環境緑化条例に基づく緑化率20%を防災新館敷地において確保すること。
- イ 「同基本計画」に基づき、県庁構内は原則として24時間出入り可能なものとし、敷地周囲には車両の入構管理用のものを除き、フェンス、ゲート等を設けないものとする。ただし、転落防止用の手すり等についてはこの限りではない。
- ウ 県庁構内への出入を原則自由にするものに対して、安全性の観点から利用者の接近や侵入を防ぐ必要がある部位においては、原則として低木・灌木や進入防止効果のある地被類の植栽等による制御を行うものとする。ただし、植栽のみでは安全性が確保されない場合においては、必要に応じてフェンス等を設けることができる。この場合において、フェンス等は極力見通しを妨げないものとする。

- イ 敷地内の空地は利用者のアクセス性を確保し、通行空間と併せて適切に憩いのスペースを設ける。憩いのスペースにおいては高齢者等が利用しやすい構造のベンチ等を設置する。ベンチ等は十分な耐久性を有するものとする。
- オ 車道部は、車輛の通行により沈下、不陸及び段差等が生じないものとする。大型車両の通行が予想される範囲においては対象車両の種別、機能等に応じた舗装（路盤を含む）とする。
- カ 旗竿を3本設ける。1本の高さは約12mとし、旗が設置でき、旗竿最上部まで旗の移動ができる構造とする。
- キ 現在スクランブル交差点脇の敷地内に存する電力会社設備（ピラーボックス：D1,200×W5,600）の移設スペースを近傍に適切に確保する。
- ク 消防用水（40t以上）1箇所を設置する。
- ケ 既存の電光掲示板（表示部：縦約2.2m、横約0.5m、両面表示、支柱：高さGL+6.8m）を本事業区域内に移設するためのスペースを確保すること。また、移設場所の近傍に、当該電光掲示板専用の電源を確保すること。なお、電光掲示板の移設工事は、本事業の対象外である。

(17) 雨水排水

- ア 建物の屋上、屋根、庇、外部水平面及びその他の屋根面の降雨水は、収集して樋により処理する。
- イ 建物の樋は、内部に設け、隠蔽し、容易に点検及び清掃ができる。
- ウ 地上部の雨水処理については、排水側溝、集水桝等を適切に計画し、想定される降雨量に対して、外部空間（歩行者・車両動線等）の機能が適切に確保されると同時に、施設内への浸水等が生じないものとする。
- エ これらの雨水排水施設等の計画に際しては、周辺の下水インフラ状況や地下水位等を考慮し、必要に応じて一時貯留施設等を設ける。また、妥当性、有効性が認められる場合には浸透性の外構仕上げや浸透処理施設も可とする。

(18) その他

- ア 既存・県民情報プラザのエントランス部分に設置されていたモニュメントを防災新館において再利用する。参考写真を【添付資料（追）4-4】に示す。再利用における設置箇所は1階のエントランス廻り、1階内部（共用部分）、または外構部分とし、詳細は事業者の提案による。

2 設備性能

(1) 電気設備

ア 共通事項

- (ア) 各室性能は【添付資料 4 - 2】「各室性能表」による。【添付資料 4 - 2】「各室性能表」の記号は、【添付資料 4 - 2 - 5】「電気性能記号凡例表」による。
- (イ) 電線、ケーブルは、JIS又はJCS規格のいずれかによるEM規格とする。ただし、機械器具類の内部、機器制御回路等に使用されている電線、ケーブル及び機器に附属しているものについてはこの限りではない。
- (ウ) 設計照度、幹線ケーブルのサイズ、受変電機器の選定、発電機器の選定、直流電源装置の蓄電池容量、整流装置の定格直流電流、無停電電源装置の容量、テレビ共同受信設備の各テレビ端子利得、避雷設備の保護レベルは、「建築設備設計基準(平成 21 年版)」(社団法人公共建築協会・財団法人全国建設研修センター発行)による計算方法において満足していることを検証する。

イ 電力設備

- (ア) 電力事業者からの供給電力については、22KV 多回線方式とし、既存棟(本館)へ高圧 6.6kV で分岐、供給をする。防災新館から本館への分岐供給については、防災新館から本館ドライエリアまで地中埋設とし、ドライエリアから本館 EPS 経由の配線ルートとする。本館は免震構造のため、免震処理を行うこと。また防災新館から本館までの配線ルート間に全て予備配管を見込むこと。
- (イ) 受電容量は山梨県庁敷地内全ての変電設備の合計容量に将来増設を見込んだものとする。別途工事で行われる別館、議事堂、委員会室の設備改修も考慮すること。
- (ウ) 既設の変圧器容量は表 4-2-1 による。

表 4-2-1 既設棟の変圧器容量

電気室	供給エリア	一般系変圧器
本館電気室	本館	1 150KVA × 3 3 300KVA × 2 3 200KVA × 1 3 100KVA × 1
別館電気室	別館、議事堂、委員会室	1 200KVA × 3 (1 200KVA × 3) 3 300KVA × 1 (3 500KVA × 1) 3 110KVA × 1 (3 200KVA × 1)
北別館電気室	北別館、警察別館	1 75KVA × 3 3 150KVA × 2 3 200KVA × 1 1 10KVA × 1 3 75KVA × 1
現状の契約電力		1,580KW

表中の括弧内数値は別途設備改修後の想定容量

- (I) 将来の負荷増等に備え、幹線の配線経路に増設が可能なスペースを設ける。
- (オ) 電力事業者との責任分界点以降は、電気の供給が停止した場合には、発電設備に

より必要な負荷に電源供給が行えるものとする。

- (カ) 分電盤は予備回路及び予備スペースを確保する。また、予備回路数は実装回路数の20%以上又は電源種別ごとに5回路以上とする。
- (キ) 照明器具等は、次による。
 - a Hf ランプ、LED ランプ等を使用した省エネルギーを考慮したものとする。
 - b 保守性を考慮したランプ選定を行う。
 - c 高天井部等に照明器具を設ける場合は、点検・ランプ交換等が容易に行えるものとする。
- (ク) コンセントは複数の差込がある接地付とし、次のものは電圧種別の確認が容易にできるようプレート上に表示を行う。
 - a 単相100V以外の電源種別
 - b 商用電源以外の電源種別（発電回路、UPS回路）
- (ケ) 照明制御は、総合省エネルギー効果が十分得られるよう適正照度制御、昼光利用制御、タイマ制御、在・不在制御、個別制御、手動制御等を組合せたシステムとする。
- (コ) 照明制御をすべて採用しないケース及び技術的に可能な限り採用したケースを含めた数種類のケースにおいて、JIL技術資料130により総合省エネルギー効果の算出及び比較を行い、費用対効果について検証する。
- (カ) 電源の品質は次による。
 - a 電路は、過負荷、短絡、地絡及び異常電圧に対して必要な保護が行えるものとする。
 - b 電圧降下は表4-2-2「電圧降下表」による。

表 4-2-2 電圧降下表

亘長	電圧降下	
	幹線	分岐
60m 以下	3%以下	2%以下
120m 以下	5%以下	
200m 以下	6%以下	

- c 庁舎内の設備機器に影響がないよう高調波対策を行う。また『高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン』（資源エネルギー庁制定・通達）及び『高調波抑制対策技術指針』（社団法人 日本電気協会）に準じた高調波抑制対策を行い、電力事業者と協議を行うこと。
- d 改善後の力率は受電盤内で0.98～1.0（進み）とする。
- (シ) 【第5章第14(3)ウ 環境報告書】において資料の作成に必要な分析が行える機能を備えるものとする。
- (ス) 避雷設備はJIS A 4201:2003によるものとする。
- (セ) 内部雷保護システムとしてサージ保護デバイスをサーバ、電話交換機等 重要機器の電源及び通信回路等の必要箇所に設ける。

ウ 受変電設備

- (ア) 電力供給会社と協議の上、適正使用電圧により各負荷に電力供給を行う。
- (イ) 既設山梨県庁本館棟の受変電設備へ電力を分岐、供給を行う。分岐する電力は既設の本館、別館、北別館すべてに供給可能な容量を見込むこと。
- (ウ) 機器の不燃化等により信頼性の向上に配慮した計画とする。
- (エ) 将来の負荷の増加に対して設備容量が増加できるものとし、見込むべき容量は現状負荷の20%以上とする。
- (オ) 商用電源が途絶しても、継続して操作及び監視・計測ができるものとする。
- (カ) 自動力率制御を行う。

エ 発電設備

- (ア) 燃料系発電装置は次による。
 - a 機器仕様については、それぞれの有する特性及び用途等を考慮し、採用するシステムを総合的に検討のうえ選定する。
 - b 【添付資料4 - 2】「各室性能表」及び【添付資料4 - 8】「特殊負荷一覧表」による発電回路とした負荷には、商用電源が途絶した後も防災用発電装置より電源を供給する。防災兼用常用発電装置を使用する場合は、商用電源と系統連系を行う。【添付資料4 - 8】「特殊負荷一覧表」に特記なき負荷は適切な需要率を見込んでいても良い。また需要率100%の要望負荷については、火災時でも発電装置による電源供給を継続させること。
 - c 発電装置は、補機を含めて複数に分割し、単独運転・並列運転を可能とし、連続1週間の運転が可能とする。
 - d 発電装置は、防振・防音対策を行う。
 - e 燃料は、燃料の劣化防止対策を講じ、敷地内に3日分の備蓄を行う。
- (イ) 太陽光発電装置は次による。
 - a 公称出力20kW以上の太陽光発電装置を設置し、商用電源と系統連系を行う。なお本工事より前に、既存棟に20kWの太陽光発電設備の設置計画があるため、保安規定等の必要な申請は合計容量で検討を行うこと。
 - b 庁舎出入口への歩行者動線系路上、エントランスホール等に来庁者や施設利用者に対して、太陽光発電装置による発電電力、電力量等のほか、太陽光発電の仕組みや環境貢献に関する事項など来庁者にわかりやすい表示を設ける。表示媒体はクマールチサイン設備を兼用しても良い。
 - c 太陽光発電の対風圧について、「電気設備工事監理指針」（社団法人公共建築協会発行）資料4-3-1、4-3-2 風圧荷重計算により検証する。

オ 静止形電源設備

- (ア) 直流電源装置は非常照明用及び受変電設備操作・監視用として長寿命形蓄電池を用いる。
- (イ) 交流無停電電源装置は次による。

- a 商用電源の途絶した後、防災用発電装置による電源供給が回復するまで【添付資料 4 - 8】「特殊負荷一覧表」による UPS 回路とした負荷に、無瞬断で電力の供給を行うものとする。停電補障時間は 10 分以上とする。また UPS 入力電源は全て発電設備によるバックアップを行うものとする。
- b 給電方式は、並列冗長システム、バイパス回路付、個別長寿命形蓄電池により構成して、故障、保守等の停止時にも信頼性、保守性の高いシステムとする。

カ 構内情報通信網設備

別途工事にて整備する情報通信網設備の配管配線、及び機器設置スペース等を確保する。

(7) 庁舎用通信網

- a 縦幹線として共用 EPS 内に地下から最上階にわたりケーブルラック（弱電専用、W:600 程度）にて配線ルートを確認する。防火区画貫通部には耐燃性のある合成樹脂性管（100mm 以上のもの）を複数設置し、パテ処理を施しておくこと。また幹線配線ルートは屋上の防災行政無線機器室、また既設の北別館向けとして敷地境界まで確保する。配線ルートはケーブルラックを主とし、施工場所の状況に合わせて配管等でも良い。
- b 各 EPS 内にはネットワーク機器用の 19 インチラック（H:2000 程度）を設置し、ケーブル配線作業等を考慮したスペースと 100V20A 以上の発電機回路電源を最低 3 つ以上用意する。各 EPS 内は機器発熱、放熱、埃・粉塵の対策を施すこと。
- c EPS から各室までの 2 次側配線ルートは共用廊下の天井裏をケーブルラック等により確保する。
警察関連エリアの階にも庁舎用通信網が必要なため、全てのフロアに対応する。また天井裏から OA フロア内までの立下り配線用の配管を用意する。
この場合、配管は UTP ケーブル 10 本程度を通すことができる径のものとして、部屋の面積を基準に概ね 50 m²に 1 本の立下り配管を用意する。
- d 床、壁共通で防火区画貫通部は将来配線工事を考慮した処理を施し、十分な本数を見込んでおくこと。
- e ケーブルラック、19 インチラック、空配管（呼び線含む）のみ PFI 事業にて行う。配線、機器本体、ネットワーク設定などは PFI 事業範囲外とする。

(1) 警察用通信網

- a 引込みは警察用として複数の通信事業者の引込み経路を確保し、通信事業者毎に 2 ルート引込みに対応可能な配線ルートを確認する。
縦幹線として警察専用 EPS 内にケーブルラックにて配線ルートを確認する。ケーブルラックは LAN 用と電話用を各々分けて計画を行い、また電源ケーブルと干渉しないような配置計画とする。
- b 警察専用 EPS は建物内のなるべく離れた場所に各フロア 2 ヶ所以上設置をする。縦系の配線ルート及び引込みを考慮して警察専用 EPS は、建物内全てのフロアに

設置する。

各 EPS 内にはネットワーク機器用の 19 インチラックを設置し、ケーブル配線作業等を考慮したスペースと 100V20A 以上の UPS 回路電源を最低 4 つ以上用意する。警察用 LAN 回線は KAI システム・映像系ネットワーク・インターネットワーク・国費システムの 4 種類に分かれる。

- c EPS から各室までの 2 次側配線ルートは共用廊下の天井裏をケーブルラック等により確保する。
また天井裏から OA フロア内までの立下り配線用の配管を用意する。
この場合、配管は UTP ケーブル 10 本程度を通すことができる径のものとして、部屋の面積を基準に概ね 50 m²に 1 本の立下り配管を用意する。
KAI システムについては、EPS 内フロアスイッチングハブから各室スイッチングハブまでの配線を敷設して接続するが、映像系ネットワーク及びインターネットは各室スイッチングハブに代えて情報コンセントとしても良い。
 - d KAI システム及び映像系ネットワークのセンタ SW から各フロアスイッチングハブ間の配線は光ケーブル、インターネットワーク及び各フロアスイッチングハブから各室間は UTP CAT6 とする。なお、センタ SW 側はパッチパネルを設置し接続する。
 - e フロアスイッチングハブは L2 スイッチとする。
 - f 各室スイッチングハブはポート数 8~16 のものを OA フロア内に設置し、【添付資料（追）4 - 5】に示すポート数以上になるよう、室の広さに応じて適度に分散して配置する。
10M、100M、1Gbps の回線速度に自動切換えにより対応可能で、ストレートケーブル、クロスケーブルにも自動切換えにより対応可能なものとする。
 - g KAI システムについては電算室から各 EPS までは機器障害時に業務への影響が最小限となるように機器及び配線の 2 重化を行うが、映像系ネットワーク及びインターネットワークは 2 重化しなくても良い。
 - h 床、壁共通で防火区画貫通部は将来配線工事を考慮した処理を施し、十分な本数を見込んでおくこと。また、各 EPS 内には緊急用の縦配線用空配管をケーブルラックとは別に敷設しておく。
 - i ケーブルラック、19 インチラック、フロアスイッチングハブ、各室スイッチングハブ、パッチパネル、配管配線を PFI 事業にて行う。センタ SW、ネットワーク設定などは PFI 事業範囲外とする。ただし、国費システムについては各室までの配線ルートの確保（空配管（呼び線含む））を PFI 事業にて行い、配線、機器本体、ネットワーク設定などは PFI 事業範囲外とする。
- (ウ) 既設本館棟との配線ルートとして、防災新館から本館東南側の既設ハンドホールまでの埋設配管路（ 100×6 本 ）の敷設を行うこと。

キ 構内交換設備

別途工事にて設置される構内交換装置に収容される各入居部署の局線及び内線は、

【添付資料 4-2】「各室性能表」のとおりとする。将来増設対策として予備は各室ごとに 20%程度見込む。また別途工事にて設置される構内 交換装置は既設棟の電話機と接続可能な計画となるため、既設棟への、配線経路を確保する。

携帯電話の不感知エリア対策工事用の配線経路、機器スペース及び電源の確保を行う。

(7) 庁舎用電話設備

a 引込みは 2 ルート引込みに対応可能な配線ルートを確認する。

縦幹線として共用 EPS 内にケーブルラックにて配線ルートを確認する。

光ケーブル及びメタルケーブルの引込みができるものとし、回線は 200 回線以上とする。

b MDF 及び各階に IDF を設置し、縦幹線として EPS 内にケーブルラックにて配線を敷設、IDF から各室電話アウトレットまでの配管配線工事を行う。また縦幹線には既設棟用として 3,000 回線分を見込むこととし、IDF 内に端子板を設け成端すること。

c 床、壁共通で防火区画貫通部は将来配線工事を考慮した処理を施し、十分な本数を見込んでおくこと。

d 電話交換機及び電話機は PFI 事業範囲外とする。

(1) 警察用電話設備

a 引込みは警察用として 2 ルート引込みに対応可能な配線ルートを確認する。

縦幹線として警察専用 EPS 内にケーブルラックにて配線ルートを確認する。ケーブルラックは LAN 用と電話用を各々分けて計画を行い、また電源ケーブルと干渉しないような配置計画とする。光ケーブル及びメタルケーブルの引込みができるものとし、回線は片ルートにつき 1000 回線以上とする。

b 各警察専用 EPS 内には電話回線用の 19 インチラック (PFI 事業範囲外) の設置スペース及び 100V20A 以上の UPS 回路電源を最低 2 つ以上用意する。

c 直流電源の配線経路として、蓄電池室から各通信機械室、通信指令機械室までの経路を 2 ルートで用意しておく。配線経路はケーブルラックとする。

d EPS から各室までの 2 次側配線ルートを確認する。2 次側配線ルートは、電話、FAX、の設置台数に 1.2 倍の数量以上の配線が出来るものとする。

e 床、壁共通で防火区画貫通部は将来配線工事を考慮した処理を施し、十分な本数を見込んでおくこと。また、各 EPS 内には緊急用の縦配管用空配管をケーブルラックとは別に敷設しておく。

f ケーブルラック、空配管 (呼び線含む) 必要電源の確保のみ PFI 事業にて行う。機器本体、設定などは PFI 事業範囲外とする。

ク マルチサイン設備

(7) 施設利用者に対して、警察広報、広聴のための情報 (映像含む) 等を表示する屋内情報表示装置を 2F ロビーに設ける。なお、表示間隔は一定間隔おき、連続等と

する。

- (イ) 表示部は次による。
 - a 表示方式は液晶又はプラズマ式とする。
 - b 大きさは50インチ以上とする。
- (ウ) 操作部は次による。
 - a 庁舎管理室にて、キーボード、マウス等の入力機器により、表示データの作成ができ、内容の保存及び変更が随時可能とする。
 - b 紙面情報（画像、文字）電子データの取込みができる機能を設ける。
 - c 庁舎管理室にてリアルタイムで表示状態を確認できるものとする。
 - d 表示内容については、年間スケジュールの設定及び変更ができるものとする。

ケ 出退表示設備

- (ア) 表示部、操作部、制御装置で構成し、入居部署における表示対象者の「在室」、「決裁」、「会議」、「不在」等の状態を、表示対象室にて容易に確認できる出退表示機能を設けるとし、出退状態の変更は表示対象者又は代行操作者が任意に行えることとする。表示部、操作部の設置は【添付資料4-2】「各室性能表」のとおりとする。
- (イ) 表示部は次による。
 - a 制御装置からの出退状態信号を基に表示を行う。
 - b 表示方式は液晶式とする。
 - c 出退状態の表示方法は、表示色の变化、点灯、消灯等とする。
- (ウ) 操作部は次による。
 - a 押しボタン、トグルスイッチ等を操作する事で「在室」、「決裁」、「会議」、「不在」等の状態を制御装置へ伝送する。
- (イ) 制御装置は次による。
 - a 庁舎管理室にて表示内容の変更が随時可能とする。
 - b 各入居部署の出退状態は、庁舎管理室にて常時確認できる機能を設ける。
 - c 商用電源の途絶時は、直前の出退状態を10分以上記憶できる機能を設ける。

コ 拡声設備

- (ア) 消防法及びその他関連法令を遵守した非常放送設備と業務用放送設備の兼用型とし、防災センター及び庁舎管理室より各入居部署別及び全館に放送が行える拡声機能を設けること。また、教育委員会総務課から教育委員会諸室に放送が行える拡声機能も設けること。
- (イ) 放送設備は既設本館棟の放送設備（緊急地震速報、チャイム、案内等）及び議会議堂との連携を取れるものとする。既設本館棟の放送設備までの配線敷設を行うこと。
- (ウ) 災害時は災害対策本部事務局室から災害対策本部の各関連諸室へ放送、平常時は消防防災課から全庁へ放送可能なものとする。
- (イ) 拡声機能は表4-2-3「拡声機能表」の機能を有すること。

表 4-2-3 拡声機能表

コールサイン	CD プレーヤ	アナウンスマシーン
モニタ	チャイム（部署別）	年間プログラムタイマー

サ 映像音響設備

- (ア) 映像音響設備は【添付資料 4 - 2】「各室性能表」により設ける。
- (イ) 入居部署にて別工事で整備する映像音響設備の配線スペース、機器設置スペースを確保する。各室の映像音響機能は表 4-2-4「室別映像音響機能表」により設ける。

表 4-2-4「室別映像音響機能表」

	<ul style="list-style-type: none"> ・大会議室 ・政府現地支援対策室 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会議室 ・中会議室 ・災害対策本部会議室 ・災害対策本部事務室 ・関係機関対策室、調整会議室 ・臨時記者会見、マスコミ室 ・見学スペース ・総合指揮室 ・ジュエリーミュージアム 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車対策室 ・ロビー（1F） ・オープンスクエア
映像装置	100 インチ程度		-
	VTR、DVD		-
	パソコン画面对応		-
音響装置	CD	CD	CD
	有線マイク	有線マイク	-
	ワイヤレスマイク	ワイヤレスマイク	-

- 1) 上記映像装置が必要な室の映像出力装置は液晶型プロジェクタ（光出力 3,000lm 以上、解像度 1,024×768 ドット以上）程度とする。
- 2) 音響装置はスライディングウォールにて分割した場合にも、各室で使用可能なものとする。
- 3) 映像音響設備の性能については、画面の照度、輝度及び音響効果シミュレーション（残響時間、反射音、音圧分布等）により検証する。

シ 非常呼出し設備

- (ア) 多機能便所には使用者が必要な時に、警察関連エリア内の便所は庁舎管理室（閉庁日・夜間は総合当直室）それ以外の便所は防災センターへ連絡できる非常呼出し機能を設ける。
- a 呼出しボタンは確認灯付きとする。
 - b ボタンが押されると同時に音声による通話が可能な装置を設ける。
 - c 便所廊下側には呼出しが行われたことを表示する表示機能を設ける。
 - d 庁舎管理室（閉庁日・夜間は総合当直室）及び防災センターでは呼出しされた場所

が速やかに確認できるものとする。

- (イ) 警察関連エリアで【添付資料 4 - 2】「各室性能表」により要求のある必要諸室には警報用のボタンまたは表示設備を設ける。

ス テレビ共同受信設備

- (ア) 地上デジタル放送は、ケーブルテレビ (CATV) 引込みによる受信とする。ケーブルテレビ引込みに必要な負担金等の諸費用も工事に含む。また B S、C S (110°) の受信が可能なテレビ共同受信機能を設ける。
- (イ) また、C S デジタル放送の受信設備が将来設置可能なスペース等の確保を行う。
- (ウ) 自主放送チャンネルの送信が可能なシステムとする。
- (エ) 各テレビ端子の出力は、ケーブルテレビは 70 dB 以上、B S 及び C S は 57 dB 以上とする。
- (オ) ケーブルテレビ (CATV) の引込みに必要な引込経路、機器スペース及び電源の確保等を行う。
- (カ) アンテナの耐風圧について、「電気設備工事監理指針 (平成 19 年度版)」（社団法人公共建築協会発行）資料 4-3-1、4-3-4 風圧荷重計算により検証する。
- (キ) テレビ本体は PFI 事業範囲外とする。

セ インターホン設備

- (ア) インターホン設備は【添付資料 4 - 2】「各室性能表」により設ける。
- (イ) 庁舎用、警察用の各通用口にインターホン設備を設ける。

ソ 防犯カメラ設備

防犯カメラ設備は次による。

【第 4 章第 4 3 (2)防犯性】により、庁舎及び構内において防犯上必要とされる箇所、及び【添付資料 4 - 2】「各室性能表」による箇所には防犯カメラ機能を設け、各所の様子がリアルタイムで夜間でも容易に確認及び記録できるものとする

庁舎用防犯カメラは次による。

- (ア) 共用部分はエントランスホール及びその主要出入口、通用口等にカメラを設置して防災センターにモニタを設置する。
- (イ) カメラ部は、昼夜に関わらず容易に被写体が視認可能なものとする。
- (ウ) 来庁者駐車場は、各階の駐車状況が確認できるものとする。
- (エ) 監視・操作部は、次による。
 - a モニタはカラーの液晶式またはプラズマ式とし、サイズは 15 形以上とする。
 - b カメラ 1 台ごとの操作ができるものとする。

警察用防犯カメラは次による。

- (ア) 警察部門の防犯カメラは庁舎管理室及び総合当直室にモニタを設置する。
- (イ) カメラ部は、昼夜に関わらず容易かつ鮮明に被写体が視認可能なものとする。

- (ウ) 公用車用駐車場は、駐車状況が確認できるものとする。
- (I) 監視・操作部は、次による。
 - a モニタはカラーの液晶式またはプラズマ式とし、サイズは 15 形以上とし、それぞれの画像内容が容易に確認できるものとする。
 - b カメラ 1 台ごとの PTZ 操作ができるものとする。
 - c モニタはすべてのカメラ画面を固定で同時に監視できる台数を見込む。

タ 入退室管理設備

入退室管理設備は次による。

【第 4 章第 4 3 (2)防犯性】により、庁舎及び構内において防犯上必要とされる箇所、及び【添付資料 4 - 2】「各室性能表」による箇所には入退室管理設備を設ける。

警察用入出退管理設備は次による。

- (ア) 警察部門で単独のシステムを構築し、総合当直室にメインの管理装置、庁舎管理室にも同等の管理装置を設置する。また情報通信部当直室にも管理装置を設置し、夜間、休日にカードを紛失した場合のカード権限の解除操作などが行えるようにする。
- (イ) 施設利用者に対して、【第 4 章第 4 3 (2)防犯性】及び【添付資料 4 - 2】「各室性能表」による箇所に入退室管理機能を設ける。
- (ウ) 管理内容は次による。
 - a 各室の出入口については【添付資料 4 - 2】「各室性能表」による。
 - b 各室の入室規制は、施設使用者ごとに設定可能とし、設定の変更は特定権者により随時可能とする。
- (I) 電気錠は次による。
 - a 電氣的（瞬時通電、通電時等）に施解錠制御が可能な錠で、機械的（鍵、サムターン等）に施解錠も行うことが可能とする。
 - b 錠の施解錠状態、扉の開閉状態を認識部へ出力できるものとする。
 - c 電気錠の形式は、通電時施錠型等とし、火災発生、大地震による災害時には電気錠はすべて開錠されるものとする。ただし、一部の特殊な室（けん銃保管庫、警備第一課事務室（4））を除く。
- (ロ) 個人カード認識部（カードリーダー）は次による。
 - a 個人カード情報を読み取り、その情報を管理装置へ出力する。
 - b 設置位置は各室出入口の近傍かつ個人カード操作が容易に行える位置とする。
 - c 個人カードの認識は非接触で行えるものとする。
- (カ) 管理装置は次による。
 - a 認識部より送られた情報内容を、蓄積及び判別し施開錠を行う。
 - b 許可・不許可設定ができる。
 - c 商用電源が途絶しても、管理設定データを 10 分以上保持できる。
 - d 入退室状況は、総合当直室にて監視、記録ができる。また庁舎管理室、情報通信部当直室でも同様にできるようにする。

- e 管理設定の変更については、特定権限者により随時行える。
- (f) 個人カードは非接触式（近接触）のICカードとする。カードの枚数は、入居予定人員数とし、予備として総数の20%を見込む。
- (g) 各入居部署専用部分において、入居部署にて別工事で整備する入退室管理設備（入室規制等を行う室）がある場合はその配線経路及び設置スペースを確保する。なお、本事業の管理装置はその接続、対応等が可能なものとする。
- (h) 施設使用者に対して【第4章第4-3(2)防犯性】による鍵管理機能を設けるものとし、管理内容は次による。なお警察専用で管理できるようシステムを分けること。
 - a 各室出入口の鍵は、【添付資料4-2】「各室性能表」により鍵管理ボックスを設け利用は個人カードにて行う。
 - b 鍵管理ボックス利用の規制は、施設利用者ごとに設定可能とし、設定の変更は特定権限者により随時可能とする。
 - c 鍵の貸出状況については庁舎管理室（閉庁日・夜間は総合当直室）で監視、記録可能とする。
 - d こじ開けを検出できるものとする。
 - e 鍵管理ボックスは、総合当直室付近、情報通信部当直室付近に設ける。

庁舎用入出退管理設備は次による。

- (ア) 【第4章第4-3(2)防犯性】により、庁舎及び構内において防犯上必要とされる箇所には、建物への不正侵入を感知することができる防犯機能を設ける。
 - a 警戒範囲を十分勘案し、開口部等不正侵入が予測される箇所の状況に応じた特性の空間センサ、ガラス破壊センサ等の警戒センサを設け効率的かつ効果的なものとする。
 - b 建物の3階以下については、不正侵入が予測される扉、窓、開口部等に警戒センサを設ける。
 - c 地下階がある場合については、1階に通じる箇所に警戒センサを設ける。
 - d 建物の4階以上については、外部に通じる扉等不正侵入が予測される箇所に警戒センサを設ける。
 - e 不正侵入の状況は、防災センターにて監視、記録可能とするとともに、警察の総合当直室にも機械的に自動通報を行うものとする。
 - f 各入居部署専用部分において、入居部署にて別工事で整備する防犯機能がある場合は、その配線経路及び設置スペースを確保する。なお、本事業の管理装置はその接続、対応が可能なものとする。

チ 駐車場管制設備

来庁者等駐車場に関する設備は次による。来庁者車両は警察車両と車路を共用することも可とし、駐車場管制設備を兼用してもよいものとする。ただし、警察車両及び来庁者車両が利用する際に駐車券、カード等で明確に区分でき、円滑に運用できるも

のとする。なお、警察専用駐車場のエリアにおいては警察専用の駐車場管制設備を設けるものとする。

来庁専用駐車場管制設備は次による。

- (ア) 管制盤、検知器、信号灯・警報灯、発券機、カーゲート、カードリーダー等で構成され、車の入庫・出庫を検知し、警報表示、管理制御等を行う。
 - a 利用者に対して、敷地への車両の出入口付近には、駐車場の入庫・出庫状況を表示する機能を設ける。また、出庫時における歩行者への警報表示機能を設けるものとし、視覚及び聴覚のいずれにおいても歩行者が容易に確認できるものとする。
 - b 機械式の駐車設備においては、空車部分が利用者に容易に見つけられる表示機能等を有するものとする。
 - c 出入口において入庫・出庫制限が行えるようカーゲート、カードリーダー、発券機等を設ける。
 - d 来庁者駐車券により入出庫管理する。
 - e 車両の動線上から両方向通行車両となる箇所は、信号灯を設置し、利用者の車両の運行が安全に行えるようにする。また、通行車両を指示する必要がある場合は、行先表示灯を設置する。
- (イ) 管制盤は次による。
 - a 検知器等から信号を受け、車路の管制及び警報等を行い、表示部、制御部、電源部、信号入出力部により構成するものとする。
 - b 防災センター内に設置する。
 - c 車両の入出庫状況、カード利用状況の記録保存を行う。また、その内容の印刷が可能とする。ただし、警察車両の記録保存及び印刷は庁舎管理室のみで行う。
 - d 自動課金が可能なものとする。
- (ウ) 信号灯・警報灯は次による。
 - a 発光ダイオードによる投射式とする。
 - b 視認性に対して、表示灯相互による影響を及ぼさないものとする。
 - c 警報ブザーを内蔵した場合は、ブザー音の停止及び音量調節ができるものとする。
- (エ) 車両検知器は、設置される箇所に応じた検知方法とし、次による。
 - a 検出対象車両は、四輪軽自動車以上とする。
 - b 検出対象速度は、2～40 km/h 以内とする。
- (オ) 発券機は次による。
 - a 駐車券は、磁気式とし、券には、月・日・時及び分を記録する。
 - b 防災センターと連絡可能なインターホンを設置する。
- (カ) カーゲートは次による。
 - a 入庫用と出庫用は別々に設ける。
 - b バーの材質は、利用者の運転により不慮若しくは故意に車両が衝突した場合、破断できる安全性に考慮した材質とする。
- (キ) カードリーダーは次による。
 - a 出口に設置する。

- b 防災センターと連絡可能なインターホンを設ける。

警察専用駐車場に設置する駐車場管制設備は、駐車場利用車両の駐車、走行、転回等を妨げない位置及び高さとし、次による。

- (ア) 管制盤、検知器、信号灯・警報灯、駐車場管理用電動シャッター、カードリーダ等で構成され、車の入庫・出庫を検知し、警報表示、管理制御等を行う。
 - a 来庁専用駐車管制設備(ア)の a,b,c,e で示す機能ができるものとする。
(なお「カーゲート」は「駐車場管理用電動シャッター」に読み換える。)
 - b 警察専用カードリーダにより入出庫管理する。
- (イ) 管制盤は次による。
 - a 検知器等から信号を受け、車路の管制及び警報等を行い、表示部、制御部、電源部、信号入出力部により構成するものとする。
 - b 防災センター内に設置する。
 - c 車両の入出庫状況、カード利用状況の記録保存を行う。また、その内容の印刷が可能とする。
- (ウ) 信号灯・警報灯は来庁専用駐車管制設備(ウ)の a,b,c で示す機能ができるものとする。
- (エ) 車両検知器は、設置される箇所に応じた検知方法とし、来庁専用駐車管制設備(エ)の a,b で示す機能ができるものとする。
- (オ) 発券機は次による。
 - a 入庫、出庫許可のデータが入力され、繰り返し使用する。
 - b 庁舎管理室及び総合当直室と連絡可能なインターホンを設ける。
- (カ) 駐車場管理用電動シャッターは、利用者の運転により不慮若しくは故意に車両が衝突した場合、破断しない強靱な材質とする。また、次項に定めるカードリーダーとは別に、車両に乗車した状態で開閉できる機能を有するものとする。
- (キ) カードリーダは次による。
 - a 庁舎管理室及び総合当直室と連絡可能なインターホンを設ける。
 - b 出入口に設置する。
- (ク) 地下駐車場において、消防・警察無線が使用できるように漏洩同軸ケーブルを布設する。

ツ 防災設備

- (ア) 建物の重要性、特殊性を考慮し、メンテナンスに配慮した設備とする。
 - a 自火報設備
 - ・受信機は防災センターに設け、副受信機を庁舎管理室（閉庁日・夜間は総合当直室）に設置する。
 - ・本計画で設置する受信機は、既存本館棟に設置してある受信機と相互に移報できるものとする。既存本館棟の受信機までの配線敷設を行うこと。
 - b 非常警報設備
 - ・非常警報設備を非常放送とする場合は、拡声設備を兼用としても良い。

c ガス漏れ警報設備

- ・ガス使用箇所には、ガス漏れ検知器を設けること。

テ 非常用ヘリポート照明設備

屋上に設置される非常用ヘリポート(飛行場外離着陸場)に、航空法施行規則第117条に指定されたヘリポート照明設備(「境界灯」「風向灯」「航空障害灯」等)を設置する。建物の重要性、特殊性を考慮し、メンテナンスに配慮した設備とする。また、照明の操作は防災センターで行えること。(【添付資料(追)4-3】参照)

ト 中央監視制御設備

- (ア) 機能性、操作性及び視認性を考慮し本施設の規模、運営・管理体制等に合致した設備とする。
- (イ) 受変電設備、発電設備、静止型電源設備及び防災設備の監視・制御を行う。その内容については「建築設備設計基準(平成18年版)」「(社団法人公共建築協会・財団法人全国建設研修センター発行)の形の項目による。
- (ウ) 中央監視制御機能は、表4-2-5「中央監視制御機能表」による。

表 4-2-5 「中央監視制御機能表」

システム監視	変圧器台数制御	課金
手動個別発停操作	無効電力制御	機器台帳管理
状態・警報監視	作表印字	表及び計算機能
動作監視	トレンド表示	グラフ作成機能
計測	各種リスト表示	日本語文章作成機能
メッセージ印字	グラフィック表示	データ検索機能
スケジュール設定・制御	照明制御	統計処理機能
火災時空調機等停止制御	グループ一括発停操作	通信処理機能
積算	電力デマンド制御	長期データ収集
停電・復電制御	機器稼動履歴監視	使用量内訳書発行
電力デマンド監視	ユーザーオペレーション機能	
連動制御	オペレーションガイダンス	
非常用発電装置負荷制御	施設管理機能	

中央監視制御設備の性能については図面により検証する。

- (I) 入居部署ごとに専用部分及び共用部の必要箇所(自動販売機、レントゲン車他)の電力消費量が計測でき、それに基づく入居部署別の電力料金の算出を行う機能を設ける。また、県民利用・商業施設も個別の計量を可能とする。
- (ウ) 中央監視装置は、【第4章 第5 2.(2)エ 自動制御設備】と一体としてもよい。

(2) 機械設備

ア 共通事項

- (ア) 各室性能は【添付資料4-2】「各室性能表」による。【添付資料4-2】「各室

性能表」の記号は、【添付資料 4 - 2 - 6】「機械性能記号凡例表」による。

- (イ) 【添付資料 4 - 2】「各室性能表」の水損対策室は次による。
 - a ガス系消火設備を設置する。ただし室用途上常時人がいる部屋は消防等との協議によるものとし、設置が認められない場合はこの限りではない。
 - b やむをえず水配管を設ける場合は、次の(a)から(d)による。
 - (a) 配管の漏水により室内の機器に影響を及ぼさないよう防護処置を行う。
 - (b) 漏水を検知し自動的に配管を閉鎖できる構造とする。
 - (c) 漏水検知器を設置し、警報及び状態を防災センターで監視できる構造とする。
 - (d) 室内の機器の床面には、漏水による浸水を防止する防水堤を設ける。
- (ロ) 熱負荷、換気量、除塵量、給水量、給湯量、排水量、水槽容量、機器の選定、配管の選定、ダクトの選定などについては「建築設備設計基準(平成 18 年版)」(社団法人公共建築協会・財団法人全国建設研修センター発行)による計算方法において満足していることを検証する。

イ 空気調和設備

- (ア) 熱源及び空調システムは年間の空調負荷特性に適合するものとする。
- (イ) 熱源システム(熱源機器と必要な周辺機器を含むシステム)は、本施設に対応する熱源システムの中でライフサイクルコストが最小となるものを用いる。また、冷媒を使用する場合はオゾン破壊係数 0 の冷媒とするか、大気中での寿命が短くオゾン層を破壊しない冷媒とする。
- (ロ) 空調システムは、エネルギーの効率的利用、負荷の平準化、自然エネルギーの利用等システムの組み合わせによる。また、環境負荷低減に配慮したものとし、LCCO₂を可能な限り低減できるシステムとする。
- (ハ) 熱源システムは中央方式とする。ただし、24 時間使用室、特殊使用室、コンピューター空調室は、パッケージ形空気調和機の使用も可能とする。
- (ニ) 建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、排気により不快を感じないものとする。
- (ホ) 空調ゾーニングは、方位別、部位別、室用途別などの要因を把握し、適切に行うこと。
- (ヘ) 各ゾーニングごとの空調の発停及び温度制御は、部屋用途に応じ適度に細分化し、約 50 m² ~ 200 m²程度とする。
- (ヘ) 室内の空調システムは、使用者が気流によるドラフトを極力感じないシステムとする。
- (ケ) 【添付資料 4 - 2】「各室性能表」においてバックアップを必要とする室の空調設備は、災害時は非常電源のみで稼働できる構造とする。
- (コ) パッケージ形空気調和機は、オゾン破壊係数 0 の冷媒を使用する。
- (ク) 人が滞留する吹抜け空間に対しては、床暖房等の適切な暖房効果が得られるシステムとする。なお、経済性、維持管理性の優位なシステムとする。
- (ク) 上記水準は下記により検証する。

- a 熱源システムは、コスト（建築費、運転維持管理費）、耐久性、操作・メンテナンスの難易、地域のエネルギー供給状況、エネルギーの入手難易度、設置面積、性能特性（部分負荷性能、省エネ性能）、振動・騒音、エネルギー源、信頼性（実績）、負荷への柔軟性、について、機器の種類及びエネルギー別にケーススタディを行い、各ケース毎にＬＣＣ評価（１００年）の比較検討書を作成し、検証する。
- b 温水式又は電気式（非蓄熱式又は蓄熱式）の床暖房方式については、経済性、維持管理性等のＬＣＣ評価（１００年）の比較検討書にて検証する。
- c 熱負荷計算は「建築設備設計基準（平成１８年版）」（財団法人全国建設研修センター発行）により検証する。

ウ 換気設備

- (ア) 室内全体を均一に換気する。
- (イ) 熱源機械室、電気室、エレベーター機械室等の熱の排除は、経済性及び環境性を検討し、換気方式、冷房方式、換気・冷房併用方式のいずれか優位な方式とする。
- (ウ) 各室にて発生した臭気や物質が他の室に影響を及ぼさないシステムとする。
- (エ) 建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、厨房、便所等の排気により不快を感じないものとする。
- (オ) 倉庫等は、中に納める物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。
- (カ) 上記水準は下記により検証する。
 - a 熱源機械室、電気室、エレベーター機械室等の熱の排除については、換気による方式と冷房設備による方式、若しくは両者の併用方式での建設費と運転・維持費によるＬＣＣ評価（１００年）の比較検討書を作成し、経済性及び環境性の有利な方式とする。

エ 排煙設備

- (ア) 「建築基準法」、「消防法」その他関係法令を遵守し排煙設備を設置する。

オ 自動制御設備

- (ア) 中央監視装置は、防災センターに設置し、空気調和設備、換気設備、給水設備、排水設備、中水利用設備等の集中監視制御を行う。
- (イ) 用途別の各種エネルギー消費量及び主要熱源機器の機器効率を随時把握し、統計処理ができるものとする。また、【第５章 維持管理・運営事業 第１ 総則 ４ 業務の進め方 オ.省エネルギーに係わる計画書】において資料の作成に必要な分析が行える機能を備えるものとする。
- (ウ) 中央監視装置は、入居部署ごと、県民利用・商業施設の各入居施設ごと、防災センターの各室の光熱水費の課金管理が可能なものとする。
- (エ) 中央監視装置は、システムの部分的な障害が全体に悪影響を及ぼさない構成とする。

カ 衛生器具設備

- (ア) 衛生器具は陶器製とする。災害等により電源の供給停止時でも使用が可能な器具を設置する。
- (イ) 大便器はすべて洋風便器とし、暖房機能付きの温水洗浄便座付きとする。温水洗浄便座は、電気用品安全法に準じた漏電に対する保護機能を備えたものとする。女子便所には擬音装置を設置する。
- (ウ) 小便器は低リップ型の尿石抑制機能付きとし、個別感知洗浄弁とする。また、各男子便所の小便器1組は手すり付きとする。
- (エ) 共用部分の男子便所及び女子便所内の洗面器のうち、それぞれ1組は手すり付きとする。水栓は自動水栓（AC電源）を採用し、節水を図る。
- (オ) 多目的便所にはオストメイトの方の排泄物処理ができる汚物流しと、便器に座ったまま使用できる手洗器を設ける。
- (カ) 便所の衛生器具の数は、利用者が遅滞なく快適に使用できるものとする。但し、防災対策時のみに利用する人員については考慮を行わなくてよい。
- (キ) 上記水準は以下により検証する。
 - a 便所内の衛生器具は、節水型とし、利用者が遅滞なく快適に使用できるものとして適切に設定、設置されていることを、計算資料により検証する。

キ 給水設備

- (ア) 給水設備は、給水先の各器具及び機器に使用する用途に必要とする水量、水圧で、衛生的な水を汚染されることなく安定して供給する。
- (イ) 雑用水系統のうち、便器の洗浄水および植栽灌水には中水利用による雑用水を利用するものとし、他の雑用水は上水のみを使用する。
- (ウ) 給水負担金・給水加入金、下水道負担金等は、本事業に含む。現状においては給水管4本が休止中となっている。
- (エ) 給水量は、200人が14日分の災害応急活動が行える量を確保する。
- (オ) インフラ途絶時でも防災対策室及び総合指揮室近傍の湯沸室及びトイレが利用できるようシステムの構築を行う。
- (カ) 上記水準は以下により検証する。
 - a 給水方式の選定に当たっては、コスト（建築費、運転維持管理費）、耐久性、操作・メンテナンスの難易、設置面積、振動・騒音、信頼性（実績）等について、システムの種別毎にケーススタディを行い、各ケース毎にLCC評価（100年）の比較検討書を作成し、検証する。

ク 排水設備

- (ア) 各種排水を衛生的に公共下水道まで導く設備とする。
- (イ) 自然放流を原則とする。ただし、排水勾配の確保が困難な場合や、非常時用の排水備蓄水槽を設ける場合はこの限りではない。その場合の排水槽は、排水が流出しない構造とする。

- (ウ) 建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないものとする。
- (I) インフラ途絶時でも防災対策室及び総合指揮室近傍のトイレが利用できるように14日間の機能確保が可能な設備とする。

ケ 給湯設備

- (ア) 給湯設備においては、使用する用途に必要な温度、量及び圧力の湯を衛生的に供給する。
- (イ) 給茶用の給湯器は、温度90℃以上での沸し上げ、週間タイマー及び自動排水機能を設け、給湯量は利用人員に見合った量とする。
- (ウ) シャワー、ミニキッチンには、適温（45℃程度）の給湯を行う。
- (I) 給湯を行う洗面化粧台、ミニキッチンは、シングルレバー水栓とする。
- (オ) 上記水準は以下により検証する。
 - a 給湯方式は、コスト（建築費、運転維持管理費）、耐久性、操作・メンテナンスの難易、設置面積、振動・騒音、信頼性（実績）等について、システムの種別毎にケーススタディを行い、各ケース毎にLCC評価（100年）の比較検討書を作成し、検証する。

コ 消火設備

- (ア) 消防法を遵守し、消火設備を設置する。消火器を含む必要な消火設備を設ける。
- (イ) 水消火により水損等が甚大である室（電算機室等）には特殊消火設備を設ける（7共通事項(イ)参照）。その他の水損対策室は、著しい水損を生じない設備方式とする。
- (ウ) 特殊消火設備は二酸化炭素及びハロゲン化物消火設備と同等以上の効力があると認められ、環境保全及び安全性に十分配慮した新ガス系消火設備とする。

サ ガス設備

- (ア) ガス設備を設ける場合は、使用目的を把握し、使用者の安全性、利便性、快適性、耐久性のあるものとする。

シ 中水設備

- (ア) 便所洗浄水・植栽灌水に中水の利用を行う。
- (イ) 利用する源水は、雨水、井水、排水再利用水について比較を行い最適なシステムとする。
- (ウ) 設計にあたっては、国土交通省官房官庁営繕部制定（平成16年5月）の「排水再利用・雨水利用システム計画基準」及び「同解説」により計算し、処理フローと計算書にて、効率的な利用となっているか検証する。

ス 昇降機設備

- (ア) 昇降機の台数、配置及び性能・仕様等は、防災新館の建物構成及び入居部局の配置、

セキュリティゾーニング等を勘案した上で、以下に規定する要求性能を満足するように計画する。

- (イ) エレベーターのセキュリティゾーンへの対応は、原則として利用ゾーン（警察関連とそれ以外のゾーン）に対応してエレベーターを専用化する方法とする。ただし、別の方法で確実なセキュリティが確保可能であり、山梨県との協議が成立した場合は、事業者による提案を認めることとする。なお、低層階（5階以下）においては、会議室利用に対応するため、複数台の昇降機を設置すること。
- (ロ) 上記に伴い、通過階を有する昇降機計画とする場合においても、将来的な対応性を確保するため、各階に乗り場を設け、運転制御にて対応することとする。
- (ハ) 全ての階に停止することが求められる非常用エレベーターは、通常時においては必要なセキュリティを確保するための制御を行うものとし、火災時（消防運転時）には制御を解除するものとする。具体的な方法は事業者の提案による。
- (ニ) 駐車場階へのサービスに対応するエレベーターは非常用エレベーターによる対応とすることも可とする。ただし、この場合においても、セキュリティゾーンへの対応を考慮するものとする。
- (ホ) 耐震性能は、「昇降機技術基準の解説(2002年版)」(国土交通省住宅局建築指導課、財団法人建築設備・昇降機センター及び社団法人日本エレベーター協会編集)による。なお、耐震クラスは「耐震クラスS」とする。
- (ヘ) 非常用エレベーターの1台は人荷用と兼用とし、他は低層階の入居部局に対応する乗用エレベーターとすることも可とする。
- (ヘ) 人荷用とする非常用エレベーターはストレッチャー 対応を考慮する。また、大型・長尺の物品の搬送に配慮すると同時に、荷物の搬送等に配慮した耐久性を有する仕様とする。
- (コ) エレベーターは利用ゾーンに対応して各1台以上を身障者対応のエレベーターとして整備する。
- (ク) 乗用エレベーターの交通計算は、次のaからdにより行う。
 - a エレベーター利用人数は、【添付資料4 - 6】「諸室位置関係図及び階別想定人数」に記載された階別想定人数による。
 - b 身障者用ボタンが押された場合の扉開閉時間の延長については考慮しない。
 - c 5分間輸送能力は16%以上とする。
 - d 平均運転間隔（平均待ち時間）は35秒以下とする
- (ケ) 火災時管制運転、地震時管制運転、自家発時管制運転、停電時救出運転を行う。
- (セ) エレベーターの監視制御盤は、防災センター・中央管理室に設置する。
- (ソ) 上記水準は以下により検証する。
 - a 庁舎の乗用エレベーターの計算式は、「建築設備設計基準（平成18年版）第8編 搬送設備 第1章エレベーター」の交通計算により計算し、上記項目が満足するか検証する。

第 6 業務の実施

1 基本的事項

(1) 事業者の役割

『「要求水準書」及び「事業計画書」のとおり「本施設」及び「成果物」を完成させること』を実現するため、施設整備を実施する設計企業、建設企業、工事監理企業の役割分担を適切に行なうとともに、各企業の能力が十分に発揮できるよう、体制整備とその管理を適切に行う。特に本施設の品質確保を確実にするため、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理する。

上記を実現するため、事業者は、設計企業、建設企業、工事監理企業に対して委託あるいは請け負わせる業務に関して、その業務内容を精査した上で業務分担を適切にかつ具体的に定めるものとする。

さらに事業者は、総括代理人をして、設計企業、建設企業、工事監理企業が的確に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での遺漏が無いように必要な調整を行うものとする。

(2) 設計業務の内容

設計業務は、「要求水準書」及び「事業計画書」のとおり「本施設」を整備するために必要な設計書類を作成する業務及びその設計の意図を建設業務の実施者に伝達する業務とする。

(3) 建設業務の内容

建設業務は、設計書類に基づき「本施設」を施工する業務の他、施工に関する要求水準の遵守及び施設の品質確保のために必要な業務とする。

(4) 工事監理業務の内容

工事監理業務は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に規定する工事監理業務の他、設計書類及び施工に関する要求水準通りに「本施設」が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務とする。

2 主な提出書類の作成

(1) 設計施工工程表

ア 設計工程表

基本設計(平面協議を含む)の工程、実施設計及び建築確認申請提出及び調整の工程、透視図・完成模型等の提出時期その他設計の工程管理に必要な事項を記載するものとする。

イ 施工工程表

調査を実施する場合の工程並びに建築、電力設備、通信設備、空気調和設備、給排水衛生設備及びエレベーター設備の各工事工程、その他施工の工程管理に必要な事項を記載するものとする。

(2) 建築工事費内訳書等

- ア 事業契約書別紙 3-2 に規定する「建築工事費内訳書」の内訳区分については、【添付資料 4 - 9】「工事種目一覧表」を基本とする。
- イ 事業契約書に基づき建設費用を変更する際にも、上記の「建築工事費内訳書」の内訳区分を用いる。
- ウ いずれの場合においても、事業者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を山梨県に説明するものとする。

(3) 要求水準確認計画書

- ア 「設計業務」に係る「要求水準確認計画書」においては、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認時期（設計書類作成時点、施工実施時点等）、確認者（設計企業、建設企業、工事監理企業）その他必要な事項を記載するものとする。
- イ 「本件工事」に係る「要求水準確認計画書」については、「設計業務」に係る「要求水準確認計画書」に基づく設計業務の実施状況を反映したものとすることにより、「設計業務」に係る「要求水準確認計画書」との整合性を確保するものとする。
- ウ 具体的には「設計業務」に係る「要求水準確認計画書」に記載された個別の確認項目ごとに要求水準の確認方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等）と確認時期（設計書類作成時点、施工実施時点等）、確認をする者（設計企業、建設企業、工事監理企業）その他必要な事項に関して、技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行った上で「本件工事」に係る「要求水準確認計画書」としてとりまとめるものとする。
- エ 「設計業務」及び「本件工事」に係る「要求水準確認計画書」については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計着手時、基本設計終了時、施工着手時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜見直しを行うものとする。

(4) 要求水準確認報告書

事業者は、「要求水準確認計画書」に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかどうかを確認し、その結果を「要求水準確認報告書」として取りまとめるものとする。

(5) 施工計画書及び品質管理計画書

- ア 施工計画書及び品質管理計画書においては、「要求水準書」及び「事業計画書」に定

められた要求水準が達成されるような計画とするものとする。

- イ 施工計画書及び品質管理計画書の策定に当たっては、「要求水準確認計画書」における建設業務の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。
- ウ 工事監理者は、施工計画書及び品質管理計画書が要求水準確認計画書の計画内容に照らして適正なものになっているかどうかを確認するものとし、確認できない場合には施工計画書及び品質管理計画書の是正を求めるものとする。

(6) 施工報告書

工事監理者は、施工報告書に関して「要求水準確認計画書」及び施工計画書及び品質管理計画書どおりに施工されていることが否かを確認するものとし、確認できない場合には施工報告書の是正を求めるものとする。

(7) 工事監理計画書

- ア 「工事監理計画書」においては、設計書類どおりに施工が行われていることその他工事監理業務を的確に実施するために必要な確認方法及び確認時期、記録方法その他の事項について、施工工程ごとに計画するものとする。その際、適用基準（「公共建築工事標準仕様書」等）との適合の確認について留意すること。
- イ また、「工事監理計画書」の作成にあたっては、「要求水準確認計画書」において記載された工事監理業務として実施する業務内容や工事監理業務の役割との整合性を確保するものとする。

(8) 工事監理報告書

工事監理報告書(工事監理記録及び工事記録写真)においては、「要求水準確認計画書」に記載される工事監理企業の確認事項や「工事監理計画書」に定められた業務を的確に実施したことが確認できる内容とするとともに、設計書類どおりに「本施設」が施工されていること及びその施工内容が要求水準を達成していることが確認できる内容となるようにするものとする。

3 業務の進め方及び成果物等

(1) 一般事項

ア 環境保全性の検証

事業者は、基本設計終了時、実施設計途中、工事途中及び工事完了時の各段階において、「グリーン庁舎基準及び同解説」により環境保全性の検証を行い、その結果を、各段階における要求水準確認報告書等に記載する。

イ 打合せ及び記録

事業者は、山梨県または入居部局等と打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。

ウ 電子納品

事業者は、成果物提出の際には、「山梨県県土整備部営繕課電子納品要領」、「山梨県県土整備部営繕課電子納品運用ガイドライン」に基づき電子データを作成し、併せて提出する。

エ ウイルス対策

事業者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる成果物等、電子データを山梨県に提出する際には、あらかじめウイルス対策を実施しなければならない。また、ウイルス対策のためのソフトウェアについて、常に最新データに更新（アップデート）されたものを使用しなければならない。

オ 個人情報の保護

事業者は、【添付資料4 - 1 2】「個人情報の取扱いについて」により、個人情報の保護を行うものとする。

カ 秘密の保持

事業者は、県庁及び入居部署等に関する情報で業務上知り得た事項について外部に漏らしてはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

キ コスト管理

事業者は、コストの適切な管理を行うため、基本設計終了時、実施設計途中、工事着手前、工事途中及び工事完了時の各段階において、それぞれのコスト管理表を作成し山梨県に提出する。なお、コスト管理における科目は【添付資料4 - 1 1】「工事種目一覧表」を基本とするが、必要に応じて適宜内訳が分るよう細区分を行うものとする。

ク エネルギー使用量の予測

事業者は、工事途中に、施設の供用開始後一箇年の電力、ガス及び水道等のエネルギー使用量の予測値を算出し、各入居官署毎の負担値とともに、提出する。

(2) 設計業務

ア 業務実施にあたっての留意点等

(ア) 基本設計

事業者は、要求水準確認計画書に基づき、要求水準及び事業提案等を満たす基本設計を行うものとし、その内容は、昭和 54 年建設省告示第 1206 号別表第 2 に掲げる建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備及びエレベーターの基本設計に関する業務による。

事業者は、基本設計終了前に、平面計画について山梨県と協議する。この場合の協議期間は 40 日を見込むものとする。

(イ) 実施設計

事業者は、基本設計及び要求水準確認計画書に基づき、要求水準及び事業提案を満たす実施設計を行うものとし、その内容は、昭和 54 年建設省告示第 1206 号別表第 2 に掲げる建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備及びエレベーターの実施設計に関する業務による。

(ウ) 設計意図の伝達

事業者は、建設企業、工事監理企業等に設計意図を正確に伝達するため、設計意図の伝達業務を行うものとし、その内容は以下による。

- a 施工図等を作成するのに必要となる説明図及びデザイン詳細図等の作成
- b 仕上げ材料（設備機材等の仕上げを含む）の色彩、柄等についてまとめた「色彩等計画書」の作成
- c 設計意図の伝達に係る施工図等の確認
- d 設計内容に関する質疑に関する検討及び回答案の作成

(エ) 面積表の作成

事業者は、山梨県からの指示に基づき、各室の面積を算出した面積表を作成する。

(オ) 設計内容紹介プレゼンテーション資料の作成

事業者は、本施設の設計内容を紹介するためのプレゼンテーション資料を作成する。なお、作成にあたってはプレゼンテーションソフトを用いることを基本とする。

(カ) プロジェクト紹介ポスターの作成

事業者は、プロジェクト紹介ポスターを作成するものとし、大きさ等は以下による。

- a 大きさ 彩色 A 1 版
- b 記載内容 コンセプト、施設概要

(f) 透視図の作成

事業者は、透視図を作成するものとし、大きさ等は、以下による。

- a 大きさ 彩色 A 3 版
- b カット数 外観 5 カット（敷地の各方角からの外観 1 枚ずつ、庁舎外観 1 枚）内観 10 カット

(g) 完成模型の作成

事業者は、完成模型を作成するものとし、大きさ等は、以下による。

- a 制作寸法 900×1,200mm（県庁全体として作成）
- b 縮尺 1 / 300
- c 台数 1 台
- d その他材料は変形、退色しにくいものとし、台座及びアクリルケース付とする。

(h) 完成模型の写真撮影

事業者は、完成模型の写真撮影を行うこととし、撮影画素数等は、以下による。

- a 撮影画素数 600 万画素以上
- b カット数 10 カット

(i) 各種申請書類の作成及び手続

事業者は、工事の着工に必要な申請書類の作成及びその手続等を行う。ただし、既存建物を含めた建築基準法第 86 条の 8 の全体計画認定に係る申請書類の作成等は県が行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。また、県が行う補助金申請等について、添付図面の提供、資料作成等の補助業務を行う。

(j) その他

事業者は、リサイクル計画書、設計説明書を作成する。

(k) 設計と条件等への適合

設計業務の実施にあたっては、提示された設計と条件及び適用基準等に適合させることに留意する。

(l) CAD による図面作成

図面は、「建築 CAD 図面作成要領（案）」に基づき作成する。

(m) 設計業務実績情報の登録

事業者は、設計業務完了後速やかに、設計業務実績情報について、「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」（（社）公共建築協会）へ登録を行うこととし、その手続

きは以下による。

- a 事業者は、登録内容について、あらかじめ山梨県の確認を受ける。
- b 事業者は、登録完了後、(社)公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを山梨県に提出し、登録結果を報告する。

(ウ) 別設計との調整

事業者は、設計業務期間中に入居部署が個別に発注する設計業務等との設計内容及び業務遂行に関する調整、協力等を行う。

イ 設計業務に関する成果物

山梨県に提出する設計業務に関する成果物の内容、部数、提出時期等については、【添付資料4 - 1 1】「業務に関する成果物」による。

(3) 建設業務

ア 業務実施にあたっての留意点等

(7) 工程表及び進捗状況報告書の作成

事業者は、工程表及び進捗状況報告書を作成するものとし、内容は以下による。

- a 「建築」「電力設備」「通信設備」「給排水衛生設備」「空気調和設備」「エレベーター設備」の区分ごとに、出来高予定曲線を記入した「実施工程表」の作成
- b 上記の区分ごとの「月間工程表」の作成
- c 建設に係わる代金額による出来高を算出し、その出来高による「進捗状況報告書」の作成。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にする。

(イ) 仮設関連

- a 敷地の引き渡し条件
- (a) 県は県民情報プラザ、第一南別館、第二南別館の解体工事完了後、PFI事業契約締結までの間、県がリース契約した仮囲い等により、敷地の管理を行う。事業契約締結後はリース契約を県から事業者引き継ぎ、事業者がリース料を支払うものとする。また、その後において事業者が盛り替え、撤去等を行う場合は、事業範囲内としてこれを行うものとする。
- (b) 県民情報プラザ及び第二南別館の地下階部分の存置について、県は解体工事業者の工事用仮設電力引き込みを本設(県契約)に切り替え、地下湧水ポンプを運転・管理する。事業契約締結後は電力の引き込みを事業者契約に切り替え、事業者が電気料金を負担して地下湧水ポンプの運転・管理を行うものとする。
- (c) また、県民情報プラザの地上部解体工事に際して、平和通り側一部を除き、隣接す

るアーケードが撤去されることに伴い、県は仮囲いに歩道照明を設置（本設）・管理する。電力は上記の電力引き込みの中で対応する。事業契約締結後は事業者が照明器具の管理及び電気料金の支払いを行うものとする。

- (d) 上記の敷地内既存設備等の一覧を【添付資料（追）4 - 6】に示す。
- (e) 上記のほか、事業契約締結後の事業対象敷地の全ての管理は、事業者が自らの責任において行うものとする。
- (f) 上記条件において、実際の引き継ぎの時期は、電力契約の切り替えに要する期間等を考慮し、契約後1ヶ月程度の余裕を見込んで設定する。

b その他

- (a) 事業者は、事業対象敷地において県が使用する20㎡程度の仮設事務所（室）を設置する。事務所内には必要な什器・備品・設備等（県職員4名が執務可能な執務机・椅子、ロッカー、書棚（施錠可能なもの）、電話（外線1回線）、ルームエアコン、照明器具、コンセント等）を設け、単独で出入り及び施錠管理ができるものとする。これらに関する光熱水料、電話使用料及び消耗品等は、すべて事業者の負担とする。
- (b) 事業期間中に歩道に面し仮囲いを設置する場合は、歩行者にとって快適な空間となるよう、材料及びデザイン等に配慮すること。

(ウ) 使用材料の詳細に係る確認

事業者は、設計及び建設工事において、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、適宜、山梨県にその内容を提示し確認を得る。また、その結果をもって各入居部署に説明を行い、調整の必要な事由が生じた場合は山梨県と協議する。

(I) 別工事との調整

事業者は、工事期間中に入居部署が個別に発注する工事との工程及び仮設等の調整、総合図での調整、協力等を行う。工事期間中に別途発注する工事は、以下のものを想定している。

- a 警察関連及び災害対策本部関連の特殊システム（通信司令室、交通管制センター、総合指揮室に導入するシステム等をいう。）整備工事
- b 構内情報通信・電話交換設備工事
- c 防災行政無線空中線（パラボラアンテナ等）設置工事
- d ジュエリーミュージアムの展示工事等（実施主体未定）

(オ) テレビ電波障害対策工事

事業者は、施設整備に伴い周辺住民へのテレビ電波障害が発生した場合は、山梨県に報告するとともに、従前の状態まで復旧する。

(カ) 各種申請書類の作成及び手続

事業者は、工事の着手、進捗、完了及び供用開始に必要な申請書類の作成及びその手続を行う。

(キ) 公有財産台帳付属図面の調製に係る資料等の作成

事業者は、「山梨県公有財産事務取扱規則」により、公有財産台帳付属図面を作成する。

(ク) 完成図の作成

事業者は、建設工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現した完成図を作成するものとし、内容等は、以下による。

- a 図面の作成は、「建築CAD図面作成要領(案)」によって行う。
- b 完成図は次の(a)から(i)に掲げる内容を含むものとする。ただし、施設的设计内容に応じ、追加する必要がある図等が生じる場合があるため、その作成にあたっては山梨県と協議する。
 - (a) 配置図及び案内図、室名及び室面積や耐震壁が表示された各階平面図、立面図、断面図、仕上げ表
 - (b) 各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、呼出、防犯カメラ、駐車場管制、テレビ共同受信、火災報知等の電気設備の配線図及び文字・図示記号
 - (c) 分電盤、動力制御盤、実験盤、配置盤等の電気設備の単線接続図
 - (d) 屋外配管図(雨水排水を含む)、機械設備の各階平面図及び図示記号
 - (e) 電気室の平面図、機器配置図、電気設備の各種構内線路図
 - (f) 主要機械室平面図及び断面図、基準階便所詳細図
 - (g) 各種系統図
 - (h) 主要機器一覧表
 - (i) ボイラー、冷凍機、昇降機器等の主要機器図

(ケ) 完成写真の撮影

事業者は、本施設の完成写真を撮影することとし、撮影画素数等は以下による。

- a 撮影画素数 600 万画素以上
- b カット数 50 カット
- c 撮影箇所 山梨県と協議
- d 完成写真の著作権の権利等について、事業者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とする。
 - (a) 完成写真は、国が行う事務並びに国及び国が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - (b) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ山梨県の承諾を得た場合は、

この限りでない。

- ・完成写真を公表する。
- ・完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡する。

(コ) 事業記録の作成

事業者は、事業の概要、完成引き渡し時までの経緯、技術的資料等を整理し、取りまとめた事業記録を作成する。なお、事業記録の作成にあたっては、全体の構成計画を作成しその内容について山梨県に協議することとし、規格は以下による。

- a 寸法及び頁数 A4判 150ページ程度
- b 製本 上製本（布クロスボール紙箔押し）程度とする。

(カ) 事業内容紹介プレゼンテーション資料の作成

事業者は、工事完成後に、事業の内容を紹介するためのプレゼンテーション資料を作成する。なお、作成にあたっては、プレゼンテーションソフトを用いることを基本とする。

(キ) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(ク) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(ケ) 建設業退職金共済制度について

- a 事業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- b 事業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

(ウ) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- a 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- b 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- c 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- d さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- e 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- f 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- g 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- h 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全や騒音防止対策に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- i 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(ク) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- a 暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- b 上記により警察に通報を行った場合、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により山梨県に報告すること。
- c 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、山梨県と協議を行うこと。
- d a による警察への通報等及び b による山梨県への報告を怠った場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(フ) 公共事業労務費調査に対する協力について

- a 事業者は、公共事業労務費調査に対する協力を求められた場合には、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。
- b 調査票等を提出した事業所を山梨県が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、請負者はその実施に協力しなければならない。
- c 正確な調査票等の提出が行えるよう、事業者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の

賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

- d 事業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前 a ~ c と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(ツ) 工事实績情報の登録について

- a 事業者は、工事实績情報について「工事实績情報データベース(CORINS)」((財)日本建設情報総合センター)へ登録を行うものとする。
- b 登録は、工事着手前、工事完了後及び登録内容の変更時とする。
- c 登録内容については、あらかじめ山梨県の確認を受けるものとする。
- d 確認を受けた後に登録手続を行い、登録完了後、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを山梨県に提出し、登録結果を報告するものとする。

(テ) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土及び再生コンクリート砂について

- a セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について山梨県に報告する。
- b セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- c 根切り土又は他現場の建設発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合で、場外から山砂等の購入を行う必要が生じた場合には、再生コンクリート砂（「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」の再生砂による。以下同じ。）の使用を検討し、その使用について山梨県と協議する。
- d 再生コンクリート砂を使用するに当たり、浸透柵や未舗装部分の埋設配管まわり、取り壊し工事の埋め戻し土等、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのあるものを用いる場合には、六価クロム溶出試験を行う。試験の適用及び試験方法等については山梨県と協議を行い、その結果について山梨県に報告する。
- e 六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認する。

(ト) 施工体制台帳に係る書類について

「建設業法」に基づく施工体制台帳及び施工体系図を作成する場合は、下記の事項又は書類を追加する。

- a 「建設業法施行規則」第14条の2 第1項第2号口の請負契約及び同項第4号口の請負契約に係る建設業法第19条第1項及び第2項の規程による書面の写し

- b 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- c 監理技術者、主任技術者（下請負人を含む。）の顔写真
- d 一次下請負人となる警備会社がある場合は、その商号又は名称、現場責任者名及び工期

(イ) 施工体制の点検について

事業者は、山梨県から、監理技術者又は主任技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

(ニ) 枠組足場について

枠組足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

(ウ) 建設副産物の適正な処理について

本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。

(エ) 専門工事業団体等の工事指導等への協力について

塗装業者が当該工事の施工に当たり、品質確保や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導等を希望した場合、現場管理上支障がないと判断すれば当該指導に協力することは差し支えない。

(オ) 化学物質の濃度測定について

室内空気中の化学物質の濃度測定にあたっては、「室内空気中の化学物質の濃度測定に関する事項(案)」を適用する。

(カ) 公害関係について

- a 本工事に使用する建設機械は低騒音・低振動型のものとする。
- b 本工事に使用するディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載したバックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ、発動発電機（可搬式溶接兼用機を含む）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（基礎用機械で独立したもの）、ローラ類、ホイールクレーンについては、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

(七) 製材等及び再生木質ボードの合法性の確認について

製材等（製材、集成材、合板又は単板積層材）又は再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質セメント板）については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 18 年 2 月 28 日閣議決定）」の製材等又は再生木質ボードの判断の基準に従い、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書（ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が、4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した証明書でもよいこととされている。）を山梨県に提出する。なお、これにより難しい場合は、山梨県と協議するものとする。

イ 建設業務に関する成果物

山梨県に提出する建設業務に関する成果物の内容、部数、提出時期等については、【添付資料 4 - 1 1】「業務に関する成果物」による。

(4) 工事監理業務

ア 業務実施にあたっての留意点等

(ア) 工事監理

工事監理者は、設計書類に基づき、以下の業務を行う。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）上の工事監理者の立場として、同法第 2 条第 6 項、第 18 条第 3 項、第 20 条第 2 項及び第 3 項に該当する業務
- b 指導監督に関する業務（建築士法第 2 1 条「その他の業務」のうち、「建築工事の指導監督」に該当する業務をいう）

(イ) 別工事との調整

工事監理者は、工事期間中に各入居部局が個別に発注する工事に係わる調整に協力する。

(ウ) 工事監理計画書及び工事監理報告書の作成

本件工事において、工事監理企業が自ら施工状況を実地に確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう指導することは工事監理企業の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理計画書及び工事監理報告書の作成を行うこと。

イ 工事監理業務に関する成果物

山梨県に提出する工事監理業務に関する成果物の内容、部数、提出時期等については、【別添資料 4 - 1 1】「業務に関する成果物」による。

第5章 維持管理・運營業務

第1 総則

1 基本方針

- (1) 入居部署¹の業務形態等を考慮し、公務の能率及び行政サービスの水準が適切に確保されるよう業務を実施する。
- (2) 来庁者及び職員等の施設利用者の利便性の向上に資するよう、利用者のニーズを適切に把握して業務を実施する。
- (3) 来庁者及び職員等の施設利用者の安全を確保するため、適切に危険防止等の措置を講ずる。
- (4) 適切に衛生環境を確保するとともに、来庁者及び職員等の施設利用者の快適性の向上に資するよう業務を実施する。
- (5) 省エネルギー、省資源をはじめとして環境負荷の低減に資するよう業務を実施する。
- (6) 「第4章 施設整備」に定める要求水準を施設の初期性能として、適切に性能を維持するとともに、長期的な耐久性が確保されるよう考慮する。
- (7) 事業期間中の光熱水費等の縮減のほか、事業期間終了後の補修・修繕費等の縮減を含め、長期的な経済性に配慮する。

2 対象業務

(1) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 建築設備運転監視業務
- エ 施設清掃業務
- オ 環境衛生管理業務
- カ 外構施設保守管理業務
- キ 植栽管理業務

(2) 運營業務

- ア 警備業務
- イ 駐車場運營業務
- ウ 駐車場料金徴収業務
- エ 県民利用・商業施設のイベント広場（オープンスクエア）の運營業務

¹ 入居部署は、警察関連（公安委員会、警察本部及び関東管区警察局山梨県情報通信部）、災害対策本部関連及び教育委員会である。

3 業務の実施体制

- (1) 関係法令を満たすほか、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築する。
- (2) 事業者は、各業務を統括して管理する管理統括責任者を置き、一年を通して8時30分～17時30分まで、本施設に駐在させる（管理統括責任者が不在となる日は代行者が駐在すること）。なお、管理統括責任者と他の業務との兼務については、管理統括責任者及び他の業務の責務が適切に果たされる範囲において兼務することができる。
- (3) 県及び事業者は、常時連絡を取れる連絡体制を確保する。
- (4) 各業務を実施する業務従事者（以下「業務従事者」という。）については、関係法令に基づき必要となる資格を有するほか、各業務の遂行に必要な能力を有するものを適切に配置する。
- (5) 事業者は、事前に各業務の責任者及び業務従事者の名簿等を提出する。
- (6) 事業者は、業務従事者に対して、必要となる事項について適切に研修等を行う。
- (7) 業務従事者は、各業務種別にふさわしい服装及び装備をし、業務を行うものとする。
- (8) 防火管理については、入居部署の管理の権原に属する部分以外の本施設に係る防火管理は事業者が有するものとする。
- (9) 緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができる体制を確保する。
- (10) 業務従事者は、業務遂行上知り得た秘密を保持するものとする。

4 業務の進め方

(1) 業務計画書等の作成

事業者は、以下に示す各計画書を、県と協議の上定めた期日までに、県に提出し確認を受けること。なお、変更が生じた場合は、必要事項を修正し、速やかに県に提出し、確認を受けること。

ア 業務実施計画書

維持管理・運営業務について、業務範囲、業務内容、業務時間、業務従事者、遵守事項、使用施設及び経費負担など業務の仕様並びに業務の実施方法、実施手順、管理基準、記録及び報告方法等を具体的に記載したものを業務開始前の定めた期日までに提出すること。

イ 長期業務計画書

維持管理・運営業務について、事業期間にわたる業務計画（年単位で実施予定業務の概要を示したものを）に記載したものを業務開始前の定めた期日までに提出すること。

ウ 年間業務計画書

維持管理・運営業務について、年度（4月から翌年3月末日まで）のスケジュール（月単位で実施予定業務の概要を示したものを）を、各年度の定めた期日（当日が閉庁日に当たるときは、その翌開庁日）までに提出すること。なお、初年度は別途定める時期

までに提出すること。

エ 消防計画書

事業者は、維持管理・運営業務の開始にあたり、入居部署の管理の権原に属する部分以外の本施設の部分に係る防火管理の権原を有する者として、防火管理者を選任し、当該防火管理者としての業務を行うと共に、本施設の共同防火管理協議会の代表者として統括防火管理者を選任し、当該統括防火管理者としての業務を行う。

維持管理・運営業務の開始にあたり、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条に規定される消防計画書を作成し、所轄官庁へ届出を行った後、県に提示し確認を受け、業務開始前に提出すること。また、消防計画書の内容に変更がある場合も上記に準ずる。

オ 省エネルギーに係る計画書

事業者は、維持管理・運営業務の開始にあたり、県が作成する「工場又は事業場におけるエネルギー使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 18 年 3 月 29 日経済産業省告示第 65 号）に規定される各管理標準を定めた省エネルギーに係る計画書について本施設に係わる部分の資料を作成し、業務開始前の定めた期日までに県に提出して確認を受ける。また、各年度当初に、前年度までのエネルギー使用量の実績を踏まえ、同計画書の本施設に係わる部分の見直しの必要性について検討することとし、見直しが必要な場合は、速やかに変更のための資料を作成し、県に提出して確認を受ける。

カ 長期修繕計画書

事業者は、設計書類に基づく 30 年間の長期修繕計画書を、業務開始前の定めた期日までに県に提出すること。

キ 月間業務計画書

事業者は、維持管理・運営業務について、月間のスケジュール（月内に実施予定業務の概要を示したものを）、前月の 20 日（当日が閉庁日に当たるときは、その翌開庁日）までに提出すること。

(2) 記録の作成、提出、保管及び提示

事業者は業務実施計画書の定めに従い、記録の作成、提出及び保管を行うこと。県が記録の提示を求めた場合（県に提出すべき記録以外の記録を含む。）は速やかに提示すること。

(3) 報告書の提出

ア 月間報告書

維持管理・運營業務について、当該月における業務の実施状況、点検・作業、料金徴収の結果などを記載した報告書（業務月報等）を作成し、翌月の5日（当日が平日以外に当たるときは、それらの翌日）までに、県に提出し、確認を受けること。

イ 年間報告書

事業者は、年度ごとに年間報告書を作成し、各年度の定めた日（当日が休日に当たるときは、その翌営業日）までに県に提出する。なお、内容については、予め県と協議の上定める。

ウ 環境報告書

事業者は、各年度の当初に次に掲げる事項を内容として含む環境報告書を取りまとめ、各年度の定めた日（当日が休日に当たるときは、その翌営業日）までに県に提出する。

- (ア) 前年度に使用した燃料及び電気の使用量並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定される方法により原油の数量に換算した量
- (イ) 燃料、電気及び水の使用状況及び使用効率に係る分析並びに評価
- (ロ) 上記(イ)に基づく維持管理業務の実施状況の評価及び必要な改善策
- (ハ) 「第4章 第4-2(1)イ LCCO₂の削減」に記載するLCCO₂の削減目標に係る検証資料
- (ニ) その他環境負荷低減に対する取組状況及び必要な改善策

エ その他の報告書

事業者は、その他業務上必要となる報告書を作成し、県に提出する。

(4) 施設の管理に関する事務に係る資料の作成、提出等

ア 本施設の管理に必要な規定等の案

事業者は、県と必要な調整（入居部署との調整含む）を図り、維持管理・運營業務開始前の所定の時期までに、次に掲げる規定等の案を作成して、県に提出する。また、必要に応じて、維持管理・運営期間中、これらの改定案のほか、新たに必要となった下記(イ)の規定等の案を作成して、県に提出する。

- (ア) 本施設管理規定

(イ) 上記(ア)に附帯して必要となる各種規定等

イ 光熱水費等各入居部署が負担する諸費用に係る資料

事業者は、毎月所定の期日までに、供給者が県に請求する電気、ガス及び水道等の使用料金の請求額より、各入居部署及び県民利用・商業施設の各入居施設の負担額(共用部分は面積で按分)を算出した資料を作成して、県に提出する。

(5) 緊急事態に対する対応

事業者は、災害、事件、事故、故障、その他行政機能又は庁舎機能に支障を来たす事態等の緊急事態に対して、次に掲げる措置を講ずる等、人命の安全確保、被害の拡大防止、早期の機能復旧、再発防止等に十分留意して適切に対応する。

- ア 連絡及び対応の体制を定め、これに変更が生じた場合には直ちに更新し、業務従事者に周知徹底するとともに、県に通知する。
- イ 緊急事態が発生した場合又は発生している恐れがある場合は、現場に急行し、状況を確認して必要となる措置を講ずる。
- ウ 緊急事態が発生した場合は、直ちに県に連絡する。また、その状況、原因、改善・復旧の方法等を順次県に報告する。
- エ 人命に影響を与える可能性がある場合には、在庁者を安全な場所まで誘導する等、人命の安全の確保を図る。
- オ 火災が発生した場合は消防署に通報する等、緊急事態の内容に応じて関係機関に通報又は連絡する。
- カ 施設の不具合に起因する事故等が発生した場合については、再発防止について考慮の上、速やかに改善・普及を図る。
- キ 災害対策本部等の設置時には、県の指揮下に入り業務を行う。また訓練にも参加する。

(6) 図面その他の資料の貸与等

ア 県は、維持管理・運営期間中、次に掲げる本施設の図面その他の資料を、事業者に貸与する。事業者は、これを善良な管理者の注意をもって管理することとし、事業期間終了時に県に返却する。

(ア) 建築、設備関係図面及び説明書

(イ) 官庁届出控、検査報告控

イ 補修・修繕等により、図面その他の資料に記載される本施設の内容に変更が生じた場合は、速やかに更新した資料を作成し、本施設の現状を把握できるような状況で業務を実施する。

ウ 事業者は県から要請があった場合は、いつでも貸与資料及び更新資料の閲覧に応じる。

(7) 業務の実施

ア 苦情等への対応

事業者は、来庁者及び職員等から、本事業において実施する業務に関する苦情を受けた場合、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずるとともに、県に報告する。なお、必要に応じて、対処方法等について県と協議する。

事業者は、来庁者及び職員等から、本事業において実施する業務に関する要望、本事業において実施する業務とは関係のない苦情又は要望を受けた場合、県に報告して、対処方法等について協議する。

イ 消耗品等の調達

事業者は、業務遂行に必要な消耗品、衛生消耗品、工具、資機材等を用意する。

ウ 廃棄物処理

業務に伴い排出されるごみ等（一般廃棄物）は、事業者が責任を持って収集し、庁舎敷地内の所定の場所まで運搬し、集積する。ただし、廃棄物処理に係る費用については、県が負担する。

エ 光熱水費の負担

維持管理業務に係る光熱水費は県が実費を負担する。

オ 修繕に関する業務

事業期間中の修繕に関する業務（経常修繕及び計画修繕）は事業者が行う。ただし、以下を条件とする。

- (ア) 適切な維持管理が実施されている限りにおいて、事業期間中における大規模修繕の必要性は生じないものと考えられることから、大規模修繕は行わない想定とする。本事業における大規模修繕とは、施設の全部又は相当の部分を一定期間停止して行う程度の修繕をいう。
- (イ) 事業者の負担において実施すべき修繕に関する業務は、原則、事業者の責に帰することができない原因、事由による場合を除くものとする。（ただし、これらの場合においても、事業者は施設の機能、性能の維持又は回復のために、必要な緊急・応急的措置の実施、修繕の検討及び実施に協力するものとする。）
- (ウ) (イ)に関わらず、事業者の責に帰すべき原因、事由により、大規模修繕が必要となった場合においては、事業者の負担により実施する。

カ その他

業務実施にあたり、建物及び県管理の備品等を損傷させた場合又は県管理の備品等について破損箇所を発見した場合には、県に報告し、指示を受ける。

5 事業終了時における施設の移管条件

- (1) 事業終了時の施設の状態は、事業期間を通して適切な維持管理がなされ、常識的に想定される一定の経年劣化等を許容しつつも、要求水準に定める性能が健全かつ安定的に確保されている状態とする。
- (2) 事業者は、維持管理・運営期間中を通じて、施設の保守、修繕等の履歴を記録し、保存する。
- (3) 事業者は、事業終了時の1年前に、次に掲げる資料を県に提出し、施設の保守、修繕等の実施状況、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の確認を受けるとともに、事業終了時までの修繕の計画について必要な協議を行う。
 - ア 上記4(6)イにより更新した図面
 - イ 上記4(6)イにより更新した保全に関する資料
 - ウ 施設劣化点検報告書
 - エ 事業終了時までの修繕計画書
 - オ その他県が必要と認める資料
- (4) 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時までに、上記(3)の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行い、県に確認を受ける。
- (5) 事業者は、事業終了時に、次に掲げる資料を県に提出して確認を受ける。
 - ア 事業終了時の施設の状況に即して更新した上記(3)アからオの資料
 - イ 事業終了後の長期修繕計画書
 - ウ その他県が必要と認める資料

第2 維持管理業務

1 目的

事業期間を通じて、施設の性能及び機能を維持し、耐久性を確保すると共に、環境衛生上良好な状態を維持することにより、来庁者及び職員の利便性、快適性の維持に努め、施設を適切に管理することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 保守管理

建築物等の点検等を行い、点検等により発見された建築物等の不良箇所の補修・修繕や部品交換等により建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。

(2) 点検

施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じた応急措置を判断し、その後の対応へとつなげることを含む。

(3) 保守

施設の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。

(4) 運転・監視

施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視すること及び制御することをいう。

(5) 補修・修繕

施設及び設備機器等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

(6) 清掃

汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

(7) 日常清掃

日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。

(8) 定期清掃

週単位、月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。

(9) 衛生消耗品

トイレットペーパー、水石鹸等をいう。

3 業務内容及び要求水準

(1) 建築物保守管理業務

ア 対象施設

本施設

イ 業務内容

(ア) 各種関係法令に基づく点検・検査・測定・記録等の業務を含め、建築物の要求性能

を維持し耐久性を確保することを目的に、業務計画書を作成し、定期にその機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を点検すると共に必要な保守を行う。

- (イ) 点検・保守の結果等により要求性能を維持できない恐れや耐久性を損なう恐れのあることが確認された場合には、必要に応じて検討資料(写真等)を提出し、県と協議の上、その回復のために必要な補修・修繕を実施する。
- (ウ) 補修・修繕等を行い設計図面等に変更が生じた場合は、設計図面等を更新し、県に報告する。

ウ 要求水準

原則として、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」の最新版に基づき実施するものとするが、法令改正に伴う改訂がされていない場合は、法令改正の内容に基づき実施し、以下の点にも留意する。

	項目	要求水準
(ア)	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書類に定められた所要の性能及び機能を保つ。 ・ 来庁者及び職員の執務等に支障を及ぼさないよう適切に業務を実施する。
(イ)	構造体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に行われる外装、内装、外構等の点検により、構造体に影響を及ぼすような異常を発見した場合は、構造体の調査・診断を行い、その結果を踏まえ補修・修繕を行い、耐震性・耐火性・耐風性を確保した状態を維持する。 ・ 免震材料を用いた場合は「免震建物の維持管理基準 改訂版 - 2007 - 」(社団法人日本免震構造協会)に準拠し、点検を行い、耐震性を確保した状態を維持する。 ・ 制震材料を用いた場合は採用する減衰材の特性に応じた点検項目と点検方法を規定し、点検を行い、耐震性を確保した状態を維持する。
(ウ)	屋根及びとい (ヘリポート、防災無線鉄塔含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、建物内部に雨水が浸入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材の錆、腐食等の劣化には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 ・ 屋根に付帯する手すり・タラップ・丸輪等、安全又は点検等のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持する。 ・ 補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。
(イ)	外装(天井)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な点検を行い、不陸、変形、破損等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、水平かつ平坦な状態を維持する。また、仕上げ材の変退色及び金属類のさび、腐食等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 ・ 点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。 ・ 補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。

(オ)	外装（壁） （エキスパン ジョイント金 物、手すり、 タラップ等付 属物含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、建物内部に雨水が浸入しない状態及び外装材が破損、落下しない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色及び金属類のさび、腐食等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 ・ 手すり・タラップ等、安全又は点検のために設置された部材はぐらつきのない状態を維持する。 ・ 補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。
(カ)	外装（床）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、平坦な状態、建物内部に雨水が浸入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のひび割れ等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 ・ 補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。
(キ)	内装（天井）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、水平かつ平坦な状態及び所要の耐候性、耐水性、吸音性を維持する。また、壁の取り合い部分は破損、隙間のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 ・ 点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。 ・ 補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。
(ク)	内装（壁）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、垂直かつ平坦な状態及びぐらつきのない状態及び所要の耐水性、耐薬品性、吸音性を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 ・ 補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上げ状態を維持する。
(ケ)	内装（床）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、水平かつ平坦な状態、きしみのない状態及び所要の帯電性、耐薬品性、防滑性、防塵性を維持する。また、仕上げ材の変退色、ひび割れ、磨耗等の点検を行い、不快感を与えない状態を維持する。 ・ 補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。
(コ)	外部建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び所要の耐風圧性、水密性、機密性を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 ・ 建具周囲から漏水がない状態を維持する。 ・ 防火戸、排煙窓等は災害時に所要の性能を発揮できるよう維持する。 ・ 補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上がり状態を維持する。

(ウ)	内部建具	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態及び所要の気密性を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 内部仕上げとの取り合い部分は、隙間等のない状態を維持する。 防火戸、防火シャッター等は災害時に所要の性能を発揮できるよう維持する。 補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上り状態を維持する。
(シ)	外部階段	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、手すりのぐらつき及びノンスリップに変形、損傷がない状態を維持する。 その他、外装（天井）、外装（壁）、外装（床）による。
(ス)	内部階段	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、手すりのぐらつき及びノンスリップに変形、損傷がない状態を維持する。 その他、内装（天井）、内装（壁）、内装（床）による。
(セ)	上記以外の付帯する工作物	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を行い、手すり・タラップ等、安全又は点検等のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 来庁者及び職員等のための施設の案内及び安全利用の喚起・確保の用に供するものについては定期的に配置を見直し、必要な場合は追加設置を行う。
(ソ)	上記以外の付帯する造作	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、ぐらつき等がない状態及び付帯する部位の所要の性能を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等の点検を行い、不快感を与えない状態を維持する。 取り合い部分の破損・隙間のない状態を維持する。補修・修繕を実施した場合、同一面は不快感を与えない程度の均一な仕上り状態を維持する。 来庁者及び職員等のための施設の案内及び安全利用の喚起・確保の用に供するものについては定期的に配置を見直し、必要な場合は追加設置を行う。

(2) 建築設備保守管理業務

ア 対象施設

本施設

イ 業務内容

- (ア) 各種関係法令に基づく建築設備の点検・検査・測定・記録等の業務を含め、建築設備性能の継続的な発揮及び省エネルギーと効率的な運転を目的に、定期にその稼動状況、劣化状況、損傷等の異常の有無を点検し、必要な保守を行う。
- (イ) 点検・保守の結果等により要求性能を維持できない恐れや耐久性を損なう恐れのある

ることが確認された場合には、必要に応じて検討資料（写真等）を提出し、県と協議の上、その回復のために必要な補修・修繕を実施する。

- (ウ) 補修・修繕等を行い設計図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映し、県に報告する。
- (I) 電気設備の保守管理業務を行うに当たっては、県が配置する電気主任技術者に保守管理に係る計画書を提出し、承認を得た上で適切に実施すること。なお、事業者は、工事中の受電の際に、防災新館についての保安規定を作成し電気主任技術者に提出すること。

ウ 要求水準

原則として、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の最新版に基づき実施するものとするが、法令改正に伴う改訂がされていない場合は、法令改正の内容に基づき実施し、以下の点にも留意する。

	項目	要求水準
(ア)	共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検時には、機器・装置等の運転又は操作を行い所要の機能が発揮できる状態を確認する。保守業務には、フィルター清掃等システムが機能する為に必要な清掃及び機器・装置等の構成部分として一体的に備え付けられる容器又は接続用部品等に供給、充填又は装着され、かつ当該機器・装置等の作動の度に消費される物品の品質、適正量の維持又は交換、補充を含む。詳細については、下記のとおり各設備毎実施するものとする。
(イ)	電灯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、所要の光環境を維持する。
(ロ)	動力設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、各種電動機等が正常に動作できる状態を維持する。
(ハ)	受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、照明器具、コンセント及びその他電源機器へ安定して電力を供給できる状態を維持する。
(ニ)	発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、非常用予備電源、保安用電源等に発電電力を安定して供給できる状態を維持する。
(ホ)	静止形電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、非常用予備電源、保安用電源等に電力を安定して供給できる状態を維持する。
(ヘ)	蓄電池設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時に非常用照明電源及び受変電機器、発電機の制御、表示用電源として安定して電力を供給できる状態を保つ。
(ヘ)	幹線設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種電動機器等が正常に作動できる状態を保つ。
(ヘ)	避雷針設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雷電によって生じる火災、破損、人畜への被害を防止できる状態を保つ。
(コ)	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、常に火災の発生を確実に報知できる状態を維持する。

(ウ)	マルチサイン設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び表示状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、伝達事項等を正常に表示できる状態を維持する。
(シ)	出退表示設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び表示状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、在否確認ができる状態を維持する。
(ス)	時刻表示設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正確に時刻を表示できる状態を維持する。
(セ)	拡声設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び音声伝達状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、常に正常に放送できる状態を維持する。
(リ)	映像音響設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、映像及び音響等の所要の性能を維持する。
(ク)	非常呼出し設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、音響等の所要の性能を維持する。
(ケ)	テレビ共同受信設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び受信状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、良好な画像状態を維持する。
(ツ)	インターホン設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正常に作動する状態を維持する。
(テ)	防犯カメラ設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、常に監視エリア内の目的物等（不審者や不審物等、本施設及び本施設外構エリア（本施設外構エリアについては後述参照）において警備上注意が必要と判断されるもの）を的確に判断できるよう維持する。
(ト)	駐車場管制設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正常に作動する状態を維持する。
(チ)	防犯・入退室管理設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正常に作動する状態を維持する。
(ニ)	中央監視制御設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正確に情報の伝達・表示及び計測等ができる状態を維持する。
(ハ)	空気調和設備	・ 定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び運転状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、所要の性能・機能が発揮できるよう維持する。また、冷房・暖房機能の切り替えに伴う必要な整備・調節及びフィルター・ストレーナー等の定期的な清掃・交換を行う。なお、冷房・暖房機能の切り替え時期は、夏季及び冬季とする。

(ネ)	換気設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、フィルター等の定期的な清掃・交換を行い、所要の性能・機能が発揮できるよう維持する。
(ノ)	排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> 常に所要の性能・機能が発揮できる状態を保つ。
(ハ)	自動制御設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正確に制御、情報の伝達、表示及び計測等ができる状態を維持する。
(ヒ)	衛生器具設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検・試験等を行い、器具等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守・補修・修繕を施し、正常に作動し衛生的な状態を維持する。
(7)	給水設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・試験等を行い、配管及び機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、貯水槽等は定期的に清掃を行い、常に用途に適した水質・水量を衛生的に供給できる状態を維持する。
(ハ)	排水設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・試験等を行い、配管及び機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、排水槽等は、定期的に清掃を行い、常に汚水等を適切に排除できる状態を維持する。
(ホ)	給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・試験等を行い、配管及び機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、用途に適した温水を衛生的に供給できる状態を維持する。
(7)	消火設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守・補修・修繕を施し、火災時に万全な状態で作動できるよう維持する。
(ニ)	ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ガス設備を整備する場合には、定期的な点検・試験等を行い、配管及び機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、安全にガス器具等へ供給できる状態を維持する。
(ハ)	中水利用設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正常に作動し用途に適した水質及び水量を衛生的に供給できる状態を維持する。
(メ)	昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正常に運転できる状態を維持する。
(7)	防災関連設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・試験等を行い、装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、災害時に所要の性能を発揮できるように維持する。
(7)	構内情報通信網設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・試験等を行い、機器又は装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正常に運転等ができる状態を維持する。万が一の機器又は装置の故障に備え、取り替え用の機器等を常備する。
(1)	ヘリポートの附帯設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検・試験等を行い、機器又は装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、使用時にヘリコプターが安全に支障なく離発着できる状態を維持する。

(3)	その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検・試験等を行い、機器又は装置等の劣化及び作動状況等を把握し、不具合箇所には保守、補修・修繕を施し、正常に運転等ができる状態を維持する。
-----	--------	---

(3) 建築設備運転監視業務

ア 対象施設

本施設

イ 業務内容

- (ア) 各種関係法令に基づく建築設備の点検・検査・測定・記録等の業務を含め、建築設備性能の継続的な発揮及び省エネルギーと効率的な運転を目的に、日常必要な建築設備の運転及びその稼動状態等の監視・記録を行う。
- (イ) 運転・監視の結果等により要求性能を維持できない恐れや耐久性を損なう恐れのあることが確認された場合には、必要に応じて検討資料(写真等)を提出し、県と協議の上、その回復のために必要な補修・修繕を実施する。
- (ウ) 補修・修繕等を行い設計図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映し、県に報告する。

ウ 月間報告書の作成方法

月間報告書の作成に当たり、建築設備運転監視業務については、次に掲げる要件を満たすとともに、その他必要となる事項をとりまとめる。

(ア) 業務日誌に添付するもの

- a 電力供給記録
- b 熱源機器運転記録
- c 空調機器運転記録
- d 温湿度記録
- e 故障記録
- f 補修・修繕記録

(イ) その他の記録

- a 事故記録
- b 光熱水使用量記録(供給事業者の検針日に合わせ、各計量区分ごとの使用量を記録)

エ 要求水準

原則として、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」の

最新版に基づき実施するものとするが、法令改正に伴う改訂がされていない場合は、法令改正の内容に基づき実施し、以下の点にも留意する。

	項目	要求水準
(ア)	電灯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、照明器具等が正常に機能している状態を確認する。 ・ 球切れによる不点灯の際は、管球交換を遅滞なく行う。 ・ 執務室等内の管球交換は、管球の色・明るさのムラに配慮して行う。
(イ)	動力設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検・計測及び必要な保守を行い、各種電動機が正常作動できる状態を確認する。
(ロ)	受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検・計測及び必要な保守を行い、常に電源機器等へ安定して電力を供給している状態を監視する。
(ハ)	発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検・計測及び必要な保守を行い、常に供給状態を監視するとともに、商用電源停止等による非常用発電設備の起動時には、負荷の優先順位設定に基づく供給が適正に行われるよう監視し制御する。
(ニ)	静止形電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検・計測及び必要な保守を行い、常に供給が適正に行われるよう監視する。
(ホ)	蓄電池設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検・計測及び必要な保守を行い、常に供給が適正に行われるよう監視する。
(ヘ)	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、作動状態等を監視する。
(ヘ)	マルチサイン設備 出退表示設備 時刻表示設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、正常に表示できる状態を確認する。
(コ)	拡声設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、正常に放送できる状態を確認する。
(ク)	映像音響設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、正常な映像及び音響等の状況を確認する。
(ケ)	非常呼出し設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、通話状態を確認する。
(ク)	テレビ共同受信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、受信・出力状態を確認する。
(ク)	インターホン設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、正常に機能している状態を確認する。
(ケ)	防犯カメラ設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、監視画像状態等を監視する。
(ク)	駐車場管制設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、作動状況及び安全確保状態を確認する。
(ク)	防犯・入退室管理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、作動状態等を監視する。

(フ)	中央監視制御設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、必要な機器の運転及び作動状態等を監視するとともに、監視対象機器や計測値等の異常が認められた場合には、機能の回復・設定の調節等の必要な対応を迅速に行う。
(ツ)	空気調和設備 換気設備	・ 日常的に運転状態、異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、室内環境が適切に維持されているか確認する。
(テ)	排煙設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、作動状態を確認する。
(ト)	自動制御設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、制御機能が適切に保たれていることを確認する。
(チ)	衛生器具設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、衛生環境を確認する。
(ニ)	給水設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、給水供給状態を確認する。
(ヌ)	排水設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、排水排除状態を確認する。
(ネ)	給湯設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、給湯供給状態を確認する。
(ノ)	消火設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、待機及び作動状況を監視する。
(ハ)	ガス設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、ガス供給状態を確認する。
(ヘ)	中水利用設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、作動状態を確認する。
(ホ)	昇降機設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、運転状態を確認する。故障や非常時の閉じ込め等の非常呼出に迅速に対応する。
(ニ)	防災関連設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、作動状態を確認又は監視する。
(ホ)	ヘリポートの附帯設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、使用時にはヘリコプターが安全に支障なく離発着できる状況にする。 ・ 使用時は、ヘリポートの夜間照明を点灯させ、離発着帯防犯カメラにて監視する。
(リ)	その他の設備	・ 日常的に異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、運転状態等を確認又は監視する。

(4) 施設清掃業務

ア 対象施設

- ・ 本施設（県民利用・商業施設のジュエリーミュージアム、まるごとやまなし館及びオープンカフェを除く）
- ・ 本施設の想定敷地（以下「本施設外構エリア」という。）

イ 業務内容

(ア) 日常清掃及び定期清掃

- a 本施設及び本施設外構工エリアの環境・衛生を維持し、快適な空間に保つことを目的に、清掃を実施する。
- b 清掃は、日常清掃、定期清掃等その他必要な清掃を組み合わせ実施する。なお、諸室の日常清掃及び定期清掃等の実施可能な日時及び場所の範囲は、【添付資料 5-1】「各室維持管理・運営表」を参照のこと。
- c 資機材及び衛生消耗品は、事業者が責任をもって管理する。
- d 適切な清掃を実施しても要求性能を維持できない恐れや耐久性を損なう恐れのあることが確認された場合には、必要に応じて検討資料(写真等)を提出し、県と協議の上、その回復のために必要な補修・修繕を実施する。
- e 補修・修繕等を行い設計図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映し、県に報告する。

(イ) ごみ及び資源化物等の収集

- a 本施設及び本施設外構工エリアのごみ(一般廃棄物)やスチール缶、アルミ缶、瓶、ペットボトルの資源化物(以下「資源化物」という。)を収集し、庁舎敷地内の所定の場所まで運搬し、集積する。なお、【添付資料 5-1】「各室維持管理・運営表」に列挙した諸室のごみ及び資源化物は職員が各自で、本施設内に複数設けられたゴミステーションまで持っていく。従って、事業者は【添付資料 5-1】「各室維持管理・運営表」に列挙した諸室以外のごみ及び資源化物を収集する。
- b 原則として、執務時間(閉庁日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分)内に実施するものとするが、執務時間以外の実施については県と協議の上実施すること。なお、県民利用・商業施設については、来館者の施設利用を妨げないよう配慮すること。
- c 分別収集を行うと共に、適切な梱包を行う。なお、分別方法及び梱包方法については、県と協議する。
- d 本施設及び本施設外構工エリアにある喫煙所の灰皿に廃棄された吸殻等を収集して、庁舎敷地内の所定の場所に集積する。

(ウ) 害虫防除

- a 本施設の衛生的な環境を維持することを目的に、原則として閉庁日にねずみ・昆虫等の生息状況の点検及び駆除を実施する。
- b ねずみ・昆虫等の防除の記録として記録簿等を作成し、保管する。
- c 人体に害のない薬剤及び噴射方法を採用する。
- d 殺そ剤又は殺虫剤の使用にあたっては、予め県と協議の上、実施する。

ウ 要求水準

原則として、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の最新版に基づき実施するものとするが、法令改正に伴う改訂がされていない場合は、法令改正の内容に基づき実施し、以下の点にも留意する。

建物内部

	部位	要求水準
(ア)	床	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に、仕上げに応じた適切な方法により、ごみ、埃、砂、汚れ等が目立たない衛生的な状態を維持する。 定期的に、表面洗浄、剥離洗浄等仕上げに応じた適切な清掃により、汚れのつきにくい又は汚れが目立たない状態を回復する。
(イ)	壁	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に除塵、部分拭きを行い、埃、汚れが目立たない状態を回復する。
(ウ)	扉	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。
(エ)	窓ガラス 扉ガラス	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に全面洗浄を行い、汚れが目立たない状態を回復する。
(オ)	窓台 ブラインド 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。
(カ)	吹出口・吸込口	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に拭きを行い、汚れが目立たない状態を回復する。
(キ)	什器備品	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に拭きを行い、埃が目立たない状態を維持する。 定期的に拭きを行い、汚れのない状態を回復する。
(ク)	衛生器具設備	<ul style="list-style-type: none"> 衛生陶器類は、日常的に洗浄、拭きを行い、汚れのない衛生的な状態を維持する。 洗面台・水栓、鏡は、日常的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。 衛生消耗品は、常に使用可能なように適切に補充する。
(ケ)	金属部分、手すり	<ul style="list-style-type: none"> 金属部分は、日常的に除塵を行い、汚れのない状態を維持する。 手すりは、日常的に拭きを行い、汚れのない状態を維持する。

建物外部

	部位	要求水準
(ア)	窓ガラス	<ul style="list-style-type: none"> 水拭き等を行い、汚れが目立たない状態を維持する。 少なくとも年2回は、窓ガラス清掃を行う。 実施する際は、事前に入居部署に連絡を行うこと。
(イ)	外部建具	<ul style="list-style-type: none"> 除塵、拭き等を行い、汚れ等が目立たない状態を維持する。
(ウ)	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 水拭き等を行い、汚れが目立たない状態を維持する。
(エ)	建物周辺等	<ul style="list-style-type: none"> 玄関周りは、日常的に除塵、水拭き等を行い、ごみ、埃、砂、汚れ等が目立たない状態を維持する。 犬走り、構内通路、駐車場等は、拾い掃き掃除等を行い、汚れ等の目立たない状態を維持する。 排水溝、ドレイン落口側溝等は、ごみ、ドロを取り除き、常に適性に機能が発揮できる状態に保つ。 その他現場に応じた作業を適宜行う。

(5) 環境衛生管理業務

ア 対象施設

本施設（県民利用・商業施設のまるごとやまなし館及びオープンカフェを除く）

イ 業務内容

- (ア) 建築物環境衛生管理技術者を選任し、各種関係法令等に基づき、職員の円滑な執務環境の確保を目的に、空気測定及び照度測定等を行う。
- (イ) 測定の結果等により、要求性能を維持できていない場合には、必要に応じて検討資料（写真等）を提出し、県と協議の上、その回復のために必要な補修・修繕を実施する。
- (ウ) 補修・修繕等を行い設計図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映し、県に報告する。

ウ 要求水準

原則として、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の最新版に基づき実施するものとするが、法令改正に伴う改訂がされていない場合は、法令改正の内容に基づき実施し、以下の点にも留意する。

	項目	要求水準
(ア)	環境測定	<ul style="list-style-type: none">・ 空気環境、水質、照度は法令に定められた基準等を遵守する。・ 安全かつ衛生的環境を保つため、適正に測定検査を実施し、県に適宜報告を行う。

(6) 外構施設保守管理業務

ア 対象施設

本施設外構エリアの外構施設

イ 業務内容

- (ア) 外構施設の要求性能を維持し耐久性を確保することを目的に、定期にその性能、劣化状況、損傷等の異常の有無を点検すると共に必要な保守を行う。
- (イ) 点検・保守の結果等により要求性能を維持できない恐れや耐久性を損なう恐れのあることが確認された場合には、必要に応じて検討資料（写真等）を提出し、県と協議の上、その回復のために必要な補修・修繕を実施する。
- (ウ) 補修・修繕等を行い設計図面等に変更が生じた場合は、設計図面等を更新し、県に報告する。

ウ 要求水準

原則として、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の最新版に基づき実施するものとするが、法令改正に伴う改訂がされていない場合は、法令改正の内容に基づき実施し、以下の点にも留意する。

	項目	要求水準
(ア)	共通項目	<ul style="list-style-type: none"> 設計書類に定められた所要の性能及び機能を保つ。 補修・修繕を実施した場合、同一面は修繕箇所を断定しにくい程度の均一な仕上がり状態を維持する。 利用者及び職員の執務に支障を及ぼさないように適切に業務を実施する。
(イ)	舗装 (マンホール、 グレーチング 等含む)	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、歩行の支障となる不陸、段差が生じない状態を維持する。また、仕上げの変退色、傷、さび等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 雪や氷等は、可能になり次第除去し、迅速に安全な状態に保つ。
(ウ)	工作物	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には保守、補修・修繕を行い、所要の性能及び転倒の恐れのない状態を維持する。また、仕上げの変退色、傷、さび等には保守、補修・修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。 来庁者及び職員等のための施設の案内及び安全利用の喚起・確保の用に供するものについては、定期的に配置を見直し、必要な場合は追加設置を行う。

(7) 植栽管理業務

ア 対象施設

本施設外構エリアの植栽

イ 業務内容

- (ア) 本施設外構エリア内の植栽を保護・育成・処理して、周辺環境と調和した景観を保持する目的として、植栽の維持管理を行う。
- (イ) 樹木が事業期間内に枯損したときは、県に速やかに報告し、対応について協議する。
- (ウ) 植栽の復元等を行い設計図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映し、県に報告する。

ウ 要求水準

周辺環境に配慮し、樹種に応じた病虫害の予防、点検、捕殺、防除及び施肥、剪定、除草、かん水等を定期的に行い、景観上好ましい状態を維持するとともに、支柱の設置等を適切に行い、安全な状態を維持する。

第3 運營業務

1 業務内容及び要求水準

(1) 警備業務

ア 対象施設

- ・本施設（県民利用・商業施設のジュエリーミュージアム、総合観光物産案内センター、まるごとやまなし館及びオープンカフェの各室の内部を除く）
- ・本施設外構エリア

本施設及び本施設外構エリアを除く構内敷地の警備業務の実施については、既存敷地の整備終了後に、県は事業者と協議する可能性がある。

イ 業務内容

- (ア) 業務内容及び業務実施場所は以下の表のとおり。なお、表中の業務は、警察関連部分においては警察関連の職員が業務を実施する。
- (イ) 県民利用・商業施設のジュエリーミュージアムについては、出入口部分において人感センサー及び防犯カメラ等による警備を行う。
- (ウ) 24時間、人的に対応できる状態での警備を行う。

	業務内容	本施設
a	本施設外構エリアの巡視、監視	
b	本施設出入口の開閉、監視	
c	本施設の案内	
d	本施設の巡視、監視	
e	許可行為及び禁止行為に対する措置	
f	鍵の受け渡し及び保管	
g	火災受信機等の監視盤の監視及び異常発見時の通報連絡、緊急処理	
h	時間外における緊急事態の通報連絡、処理	
i	時間外における文書の受理及び保管	
j	拾得物の取り扱い	
k	防火管理	

ウ 業務従事者の要件

警備業務の業務責任者については、施設警備2級以上又は3年以上の実務経験を有する業務従事者を配置する。

エ 要求水準

	項目	要求水準
(ア)	本施設外構エリアの 巡視、監視	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者は、年中 24 時間、敷地の出入りを可能とする。防犯カメラによる監視を行い、不審者、不審物等の侵入があった場合は速やかに退出させる。 ・監視内容は記録する。 ・巡視等による監視を行い、火災報知器等の確認、不審者、不審物、不審車両の早期発見・対応、各扉施錠確認、点灯、消灯、窓閉鎖確認等を行い、火災、事故や事件の発生等を未然に防ぐ。
(イ)	本施設出入口の開 閉、監視 (警察専用の通用口 を除く外部へ通じる 出入口が対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間(開庁日の 8 時～18 時)は、防犯カメラによる監視を行い、不審者、不審物等が入館しないようにする。 ・開館時間外は、出入口を施錠し、防犯カメラによる監視を行う。 ・通用口は、開庁日 18 時～24 時の間、職員の入退館に利用し、原則として 24 時以降は閉鎖し退館のみの利用とする。18 時以降は、登退庁簿に記録する。ただし、警察職員を除く。 ・通用口は、不審者、不審物等が入館しないようにする。
(ウ)	本施設の案内	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に案内し、来庁者に不快感を与えない。
(エ)	本施設の巡視、監視 (地下駐車場合む)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器等の確認、不審者、不審物の早期発見・対応、各扉施錠確認、点灯、消灯、窓閉鎖確認等を行い、火災、事故や事件の発生等を未然に防ぐ。ただし、警察関連内の防犯カメラの監視による不審者、不審物の早期発見・対応は警察関連職員が行うため、事業者の対象業務から除き、事業者は警察関連部分の火災報知器等の確認、各扉施錠確認、点灯、消灯、窓閉鎖確認等を行う。 ・本施設の 1 階は、機械警備による警備を行う。
(オ)	許可行為及び禁止行 為に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県公有財産管理規則に基づく財産使用の許可等は県が行う。 ・山梨県庁舎等管理規則に反する行為を禁止行為とし、これを制止する。
(カ)	鍵の受け渡し及び保 管	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が本施設に出入りする場合は、課室等の鍵を貸出す。 ・申請のあったもの以外に、鍵を渡さない。 ・課室の鍵は、防災センターで管理及び貸出しを行う。
(キ)	火災受信機等の監視 盤の監視及び異常発 見時の通報連絡、緊 急処理	<ul style="list-style-type: none"> ・非常警報受信盤、火災受信盤、防犯カメラ設備、ガス漏れ火災受信機等の情報に基づく異常発生等の識別を行い、火災、事故や事件の発生等を未然に防ぐ。 ・火災、事故、事件等の緊急時に対応する。 ・緊急放送を行う。
(ク)	時間外における緊急 事態の通報連絡、処 理	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者不在時に、各種警報機器による警報又は職員による呼び出し等があった場合は、事業者又は業務従事者が緊急出動等すること等により、応急対応する。

(ケ)	時間外における文書の受理及び保管	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間外に届いた郵便物、宅配便及び県に対して持参された書類等の文書等は、責任をもって受理及び保管する。 ・保管した文書等は、次の執務開始時刻に送り先の部署に連絡をし、間違いなく引き渡す。
(コ)	拾得物の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・拾得物、遺失物を見つけた時は、持ち主の発見に努める。 ・拾得物が届けられたときは、拾得者に拾得物の種類や拾得日時等を記載した預り書を交付するとともに、拾得者や拾得時の状態等、必要な情報を正確に記録する。 ・持ち主が見つかった時は、間違いなく返還する。この際、報労金の支払い等、必要な事項を伝達する。 ・持ち主が見つからない場合は、毎日、午前 8 時 30 分までに管財課に届ける。
(カ)	防火管理	<ul style="list-style-type: none"> ・入居部署の管理の権原に属する部分の防火管理者と調整の上、以下に掲げる業務をはじめ、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条に規定する業務を適切に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> a 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練 b 消防の用に供する設備、消防活動上必要な施設の点検及び整備 c 火気の使用又は取り扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人数の管理 d その他防火管理上必要な業務

警察関連部分を除く。

(2) 駐車場運営業務

ア 対象施設

本施設地下駐車場（地下 1、2 階）

イ 業務内容

(ア) 駐車場として、利用者が安全かつ快適に利用することが可能なように、常時適切に運営する。

ウ 利用対象者

(ア) 地下 1 階駐車場は、来庁者（県民利用・商業施設来館者含む）及び来庁目的以外の利用者。

(イ) 地下 2 階駐車場は、職員（公用車）

エ 運営時間

運営時間は、原則、以下のとおりとするが、県と協議を行うこともできる。

(ア) 地下 1 階駐車場は、平日 8 時～21 時、土日祝日 9 時～21 時。

(イ) 地下 2 階駐車場は、年中 24 時間。

オ 要求水準

(ア) 地下 1、2 階共通

- a 機器等のトラブル等を含め、問題等が発生した場合において、利用者からの連絡を円滑かつ確実に受け取ることができ、速やかに当該問題等へ適切に対処できるよう、必要な体制等を構築すること。
- b 歩行者、車両双方の事故防止対策を講じ、実施すること。
- c 駐車場内における車両の盗難、破壊、車上荒らし等を防止するため、巡回等、必要な保安対策を講じること。
- d 上記 b 及び c に関して、問題等が発生した場合において、速やかに問題が解決できる対処方法を確立すること。
- e 保守等に必要とされる特別な期間を除き、通年利用とする。ただし、保守等のため、本施設の利用ができなくなる場合は、利用者の利便性及び業務を考慮した時間帯に行うこと。
- f 災害時は、出入口のゲートを開放すること。
- g 緊急車両の出動に支障のない運用とすること。

(イ) 地下 1 階

- a 利用者の安全に配慮するとともに、利用者及び車両の円滑かつ確実な案内・誘導に努めること。
- b 入出庫が円滑にでき、混雑が発生しないよう運営すること。
- c 機械式駐車場の場合は、操作指導係員が機械の昇降操作を行うこと。
- d 放置車両等を発見した場合は、県と協議の上、適法・適切に処理すること。
- e 運営時間内においては、駐車場内をモニター等により監視する。

(ウ) 地下 2 階

- a 駐車場内のモニター等による 24 時間の監視は、県の警察関連職員が行う。

(3) 駐車場料金徴収業務

ア 対象施設

本施設地下駐車場（地下 1 階）

イ 業務内容

- (ア) 利用者からの駐車料金の収受を円滑かつ確実に実施する。
- (イ) 料金は、別途維持管理期間開始までに県が条例において定める。
- (ウ) 有料となる以下の利用者が料金の徴収対象者である。なお、身体障害者等に対しては無料とする。

利用者	利用形態	有料 / 無料
来庁目的以外の利用者	平日 8 時 ~ 21 時	有料
	土日祝日 9 時 ~ 21 時	
県民利用・商業施設の来館者	9 時 ~ 21 時の 1 時間を超える利用	
来庁者	平日 8 時 ~ 21 時	無料
県民利用・商業施設の来館者	9 時 ~ 21 時の 1 時間までの利用	

ウ 要求水準

- (ア) 料金の改定を県が指定した場合は、その指定に基づく時期に料金を改定する。
- (イ) 無料車両との区別をスムーズに行い、自動車の円滑な出庫に努めること。
- (ウ) 不法な方法にて、無料車両と認定されることの防止に努めること。

(4) 県民利用・商業施設の運営業務

ア 基本的な考え方

本施設の 1 階部分については、にぎわいの創出に十分な配慮が求められていることから、山梨県が世界に誇る地場産品や観光資源等のやまなしブランドを広く情報発信し、活気やにぎわいを創出する場とするために、県民利用・商業施設を整備するものとする。

県民利用・商業施設は県民や観光客に、山梨県の魅力を効果的にアピールし、山梨県の新たな交流拠点施設として周知されることを期待するものである。

事業者は、本事業の目的を踏まえ、来館者の利便性や効率的な施設の運営を考慮したうえで、県民利用・商業施設を効果的に配置し、広く県民、観光客に開かれた場所として整備する。

事業者が運営するまるとやまなし館、オープンカフェ及びオープンスクエアは、それぞれの施設を有機的に連携させた運営とし、一体的な雰囲気を出す。

イ まるとやまなし館

(ア) 用途

県産品 PR・販売施設

(イ) 営業日・時間

年中無休、21 時までの営業を可能とするが、営業日及び営業時間は提案による。また、提案に基づき、県と協議するものとする。

(ウ)事業方式

事業者が独立採算で運営する。

(エ)対象面積

オープンカフェと合わせて約 200 m² (ピロティ部等を除く内部の床面積とする。)
なお、対象面積について県と協議を行うことができる。

(オ)経費負担

- a 内装は、事業者の負担で整備する。
- b 維持管理・運営に係る光熱水費、電話料、電話設置料、廃棄物処理費、内装修繕費、清掃・警備に係る費用等は、事業者が負担する。
- c 事業者は、山梨県行政財産使用料条例(昭和 39 年条例第 15 号)に基づき施設の使用料を県に支払う。施設の使用料は提案の内容により 50%減免する。なお、まるごとやまなし館の該当面積を明らかにすること。

(カ)事業終了時の取り扱い

運營業務の終了に際しては、県が原状回復を希望する場合を除き、運営が継続可能な状態で県に引渡すこと。引渡しの条件の詳細については、県と事業者が協議の上、決定する。

(キ)要求水準

- a 取り扱う商品は、県産品をできるだけ多く含むこと。なお、参考として以下に例示をあげるが、必須ではない。
(例)
 - (a) 国内外のコンクールで入賞したワイン等
 - (b) 旬の農産物や農林産加工品
 - (c) 富士の国やまなし館セレクト商品
 - (d) 絵葉書、信玄公グッズ
- b 開業後 3 年間は用途変更等を行わない。開業後 4 年目以降、用途変更、事業形態又は事業主体を変更する場合は、県と協議を行う。
- c オープンカフェとの一体運営を可能とするが、県民利用・商業施設におけるまるごとやまなし館及びオープンカフェのそれぞれの事業目的を果たし、一方の事業が薄れないようバランスよく事業展開すること。
- d 当店舗内の清掃・警備は、事業者が責任を持って行う。

ウ オープンカフェ

(ア) 用途

飲食施設

(イ) 営業可能日、時間

年中無休、21 時までの営業を可能とするが、営業日及び営業時間は提案による。
また、提案に基づき、県と協議するものとする。

(ウ) 事業方式

事業者が独立採算で運営する。

(エ) 対象面積

まるごとやまなし館と合わせて約 200 m²(ピロティ部等を除く内部の床面積とする。)
なお、対象面積について県と協議を行うことができる。

(オ) 経費負担

- a 内装は、事業者の負担で整備する。
- b 維持管理・運営に係る光熱水費、電話料、電話設置料、廃棄物処理費、内装修繕費、清掃・警備に係る費用等は、事業者が負担する。
- c 事業者は、山梨県行政財産使用料条例(昭和 39 年条例第 15 号)に基づき施設の使用料を県に支払う。施設の使用料は提案の内容により 50%減免する。なお、オープンカフェの該当面積を明らかにすること。

(カ) 事業終了時の取り扱い

運營業務の終了に際しては、県が原状回復を希望する場合を除き、運営が継続可能な状態で県に引渡すこと。引渡しの条件の詳細については、県と事業者が協議の上、決定する。

(キ) 要求水準

- a 来庁者や観光客等へ喫茶や軽食等を提供する。
- b メニューの設定においては、県特産品(アルコール類可)をできるだけ多く含むこと。なお、参考として以下に例示をあげるが、必須ではない。

(例)

- (a) 清里高原のジャージー牛乳やソフトクリーム
- (b) 巨峰や桃の生ジュース
- (c) 県産ワイン
- (d) 地ビール・地酒

- c 開業後 3 年間は用途変更等を行わない。開業後 4 年目以降、用途変更、事業形態又は事業主体を変更する場合は、県と協議を行う。
- d まるごとやまなし館との一体運営を可能とするが、県民利用・商業施設におけるまるごとやまなし館及びオープンカフェのそれぞれの事業目的を果たし、一方の事業が薄れないようバランスよく事業展開すること。
- e 当店舗内の清掃・警備は、事業者が責任を持って行う。

エ オープンスクエア

(ア) 用途

イベント広場

(イ) 稼働日数

年間 約 200 日

(ウ) 事業方式

サービス購入型とし、事業者が運営する。

(エ) 対象面積

約 400 m²

(オ) 経費負担

施設の使用料は無料とする。

(カ) 事業終了時の取り扱い

事業終了時は、原則、継続可能な状態で県に引渡すこと。必要に応じて、引渡し条件については県と協議を行う。

(キ) 要求水準

- a 県が認めた団体・企業等にスペースを貸出す。貸出先は、市町村、J A、各種団体、民間企業等があげられる。
- b 事業者は稼働日数 200 日を目標に貸出先の誘致等に努めること。
- c 貸出先が行うイベント等を通して、活気やにぎわいを創出する。現在想定されるイベントを以下に例示するが、必須ではない。なお、貸出先及びイベント内容によっては、県が認めない場合もある。

(例)

- (a) 各市町村による特産品の直売、観光キャンペーンの開催

- (b) J A 等による四季折々の旬な農産物等の収穫祭の開催
- (c) 華道協会等による展覧会や県出身画家による個展の開催
- (d) ワイン組合による山梨ヌーボーまつりの開催
- (e) 地元民間企業による新商品のキャンペーン、展示即売会
- (f) 信玄公祭りや甲府大好きまつり等と連動したイベントの開催
- d 県が貸出先から山梨県行政財産使用料条例（昭和 39 年条例第 15 号）に基づき行政財産使用料を徴収する。
- e 行政財産使用許可の判断、減免率の決定及び料金徴収業務は、各貸出先に対して県が行う。

オ その他の県民利用・商業施設

本施設 1 階部分に前記以外の以下の施設が入居する予定である。

(ア) ジュエリーミュージアム

- a 山梨県の宝飾業の歴史や宝飾品等の紹介を行う。
- b 運営は、県が別途決定した団体等が行う。
- c 営業日・時間は、年中無休、9 時～19 時。（予定）
- d 施設の面積は、約 500 m²。
- e 内装は、基本内装及び基準設備までは PFI 事業範囲とし、それ以上の環境演出に係る内装・設備（展示照明等）は運営主体が行う。
- f 店舗内の清掃・警備は、運営主体が行う。

(イ) 総合観光物産案内センター

- a 観光案内、観光コンシェルジュ機能の提供、観光ガイド、通訳ボランティアの紹介等を行う。
- b 運営は、やまなし観光推進機構が行う。
- c 営業日・時間は、年中無休、9 時～17 時。（予定）
- d 施設の面積は、約 400 m²。
- e 施設内の警備は、運営主体が行う。

なお、県は、現東別館敷地付近に平成 27 年度までに大型車両駐車場を整備する予定である。